

# 草分百姓の氏神祭とその縁起伝承

——口丹波馬路村における——

竹  
田  
聴  
洲

## 目次

中沢氏

一、一統奉斎の聖処

二、一統の祭祀組織

六人衆と衆座付

頭花組

小堂派

三、一統の祭祀行事

四、一統及び導養寺の由緒伝承

河原氏

一、一統奉斎の聖処

草分百姓の氏神祭とその縁起伝承

二、一統の祭祀組織

三、一統の祭祀行事

(付録)

一、中沢氏の伝承資料

二、河原氏の講社規則

地区		北 区	中 区	南 区	計(百分比)
姓	中 沢 氏	22	20	25	67 (28%)
	中 畑 氏	20	12	10	42 (18%)
	中 川 氏	12	9	11	32 (13%)
	人 見 氏	15	9	5	29 (12%)
	河 原 氏	10	3	1	14 (6%)
	その他43 姓	18	18	20	56 (23%)
	計	97	71	72	240(100%)

馬路村戸数地区別・性別構成 (昭和32年7月現在)

口丹波旧馬路村現況の概観については既に別の場所で報告した処であるが、そこで示したように、中沢・畑・中川・人見・河原の五姓が全戸数の四分之三以上を占めている(上掲表)。このうち畑氏を除く四姓は夫々同姓集団を挙げての共祭慣行を古くから今に伝承しているが、古来郷士格とされた人見・中川両氏の祭祀慣行については前記の場所で報告したから、本稿では残余の二姓、即ち古来から土根・草分けの百姓と自負して来た中沢氏、及び河原氏各一統の祭祀慣行について、前記人見・中川両姓の場合と同じく主としてその現況を中心に報告したい。即ちこれによって馬路村に於ける同姓集団の祭祀慣行は概ねその全部を尽くすことになるのであって旁々前記の別稿と併照されれば幸である。

中 沢 氏

## 一、一統奉齋の聖処

中沢氏一統全戸によって祭られる聖処として挙げられるものは先ず第一にその先祖碑、次には虚空蔵菩薩を本尊とする導養寺であり、その他に中沢氏内部の小堂派こどうと呼ばれる一派（後述）のみによって奉齋される阿弥陀堂がある。しかしそのうち、少くとも現在の祭祀慣行において圧倒的なウエイトを占めるものは第一の先祖碑であつて、他の二者は附加的あるいは部分的なものとしてその比重は著しく小さい。

中沢氏の先祖碑は人見氏一統の先祖祠から程遠からぬ村外れの長林寺馬路村全体の葬式寺。臨濟宗妙心寺派の正門と道を隔てた一角にあり、その位置はあたかも今は無住の本堂のみに零落した導養寺伽藍の裏手に当る。その形態は苔むした二基の古い五輪石塔が低い土壇の上に立ち、周囲を白壁の土塀で囲み、築地内の面積は人見・中川の祠域よりやや小さい。（図版A・B参照）碑体は無銘であるが一方の石製花筒に「往古佛」「中澤氏」の銘を刻む。一統内ではこの双碑を「先祖様」「御先祖」「オーゴサン」（往古様、竹田）などと呼ぶが、「御先祖」「祖神サマ」「祖霊社」などと呼ぶ人見・中川の先祖祠が、その行儀をどこまでも神道のそれに則っているのに対し、この中沢氏の場合は仏教臭い五輪塔であることが著しく対照的である。

導養寺は、江戸時代以来の諸種の記録・伝承の示す処では村の葬式寺としての長林寺とは対照的な祈禱寺として、古くから人見・中川・中沢三姓を組み込んだ複雑な祭祀組織を擁し、村の宗教生活に最も重要な結節点を形成して来たものと推定されるが、もと無住・無宗派であつた当寺もいつのころからか真言宗東寺派に属し、先年本山東寺が村外から任命した住職某が、同寺を長林寺の境外仏堂として登記を希望する村方一同と衝突して出奔し再び無住となつた現在、零落・荒廢の跡は著しいものがある。伽藍はいま坊なく本堂のみ、そし

てその前には八幡その他の摂社の小祠が併んで、往古の神仏習合時代の俤をわずかに伝えている。本尊は虚空蔵菩薩で、他に観世音を併祀し、村では虚空蔵サンとも観音サンともいう。法規上は大阪に出奔した前記東寺派僧某が兼務住職であるが、堂の鍵はいま長林寺が預かり、平素の清掃・護持は村の老女連中の観音講が鋭意これに当たっていて、旁々その景観は「寺」というより「堂」と呼ぶにふさわしい。次に述べる「小堂」に对照的に「大堂(おうどう)」とも俗称されることがあるが、固より本来の名称ではない。

「小堂(こどう)」と呼ばれる阿弥陀堂は前記二者からやや離れ、集落の中心、旧村役場の南に接して櫛比した人家の間に埋もれた位置にある方三米に満たない小堂で、両脇に天神・稻荷の小祠を控える。本尊阿弥陀如来の他に織田信長の位牌を祀り、もと長福寺(庵)といった。この堂のことに関係あるらしい江戸時代の伝承記録類(付録(参照)には「高堂」の文字で屢々表われるから、それと似音の「小堂」は導養寺の大きさと対比した即物的な印象に基づくかと思われるが、むしろ今では「高堂」の表現は関係者の意識から消えている。しかし中沢一統内の一派、いわゆる小堂派の所伝には、その堂と祭儀の由緒は大堂(導養寺)のそれより更に古いという自負がかすかながら遺っている。

## 二、一統の祭祀組織

中沢一統の所属戸は隣村三日市部落所在の一戸の他は悉く馬路村内にあり、総数六十余戸にのぼるそれら同姓戸が上述の先祖碑(及び導養寺)をめぐる整然たる祭祀組織をもち、更にそのうち十二戸は別に「小堂」をめぐる小祭祀組織を架重的に構成している。十二戸の小堂派に対し、それをも含んだ全同姓戸の組織を「大堂派」

と呼んだりもするが、前者は後者と対立するものではなく、内附的な低位のイングループであるから、ここで考察の要部をなすのはもとより前者、即ちいわゆる大堂派の祭祀組織である。

#### 六人衆と衆座付

本分家の系譜や家柄を問わず、同姓内の男子高齢者を上から順に六人衆・六人衆と呼び、之に神主役を充てることは、既報の人見・中川両姓（及び後述の河原姓）の場合と同様であるが、この郷土格両姓の六人衆が、同姓内の男児についてその誕生後間もなく——原則として——衆座帳付（一般的な表現をかりればまさに氏子入に外ならぬ）を行い、彼らが概ね廿才前後の成年に達した時、その中から毎年二名を選定して冬頭・春頭の各頭人とする「頭指し」を行い、それら頭人の家を頭宿に当てる古来の風儀であったに<sup>1</sup>対し、中沢姓の場合は所屬の全同姓戸を概ね地縁を基軸とした九つの頭組に均分し、年一回の祭頭屋は各頭組毎の責任において選定負担する方式をとっている点が著しく異なっている。又、氏子入に相当する衆座帳付の時期が人見・中川の如く、生誕後間もなくではなく、成年に達した廿才の線を基準とし、それ以前の年齢層には祭祀組織との関連を持たしめることが全くみられないのも大きな違いである。衆座帳付に立脚して頭指しの行われる人見・中川の方式では、両者は密接な関連を有し、同姓祭祀の基本記録として古来から衆座帳と頭指帳とを併存したが、頭指しの方式に抛らない中沢氏一統では頭指帳のあるはずはなく、伝わるのは衆座帳のみであって、それに連年頭屋の氏名が併記され、従って氏子入帳と頭屋帳とを兼備した性質のものがただ一冊あるのみである。

六人衆は衆座帳に登録されたものの中から今は自然年齢の老齡順に選任されるが昭和二十二年の改正までは同帳登録の順による定めであった。自然年齢と登録年齢とは大体において一致すべきであるが、他姓・他村か

らの養子は年齢に拘わりなく養取の翌年の頭祭に衆座付が行われる例であるから、両種の年齢序列の不一致は主として他姓からの養子を中心としていくらかも生じ得る。即ち中沢氏の衆座帳（正式には「小川經頭中間衆座帳」<sup>（カシハマツ）</sup>。寛政三年正月の起帳以来連年継記して現在に至る）の昭和二十二年条に

「從來老六人ノ入組順序ハ衆座付ノ順序タリシガ、今後ハ組内ニ於ケル現在年齢（自然年齢の意。——竹田）ノ最高位者ヲ以テ第一位トスルコトニ改ム。同ノ場合ハ生年月日ノ順ニヨリ、他村ヨリ養子入籍ノ者ハ同年中ノ最後尾トスル事。但シ衆座簿登録者ニ限ル。

とあるのによつて、選任方式の大意は明らかである。人見・中川では二三男以下の衆座付を省略される場合が少くとも近代には珍しくなかつた——衆座帳への登録がやがて数年・十数年後に頭宿役動仕の要員に備わることを意味したことが、多少ともそこに働いているであろう——に對し、中沢氏ではつい最近まで、近い将来に村外永住が見込まれる特別の例外を除いて、同姓内の男児は二三男以下でもすべて廿才の線を機として衆座付を行う例であつた。衆座帳登録と頭役動仕とが人見・中川の如く直接には結びついていないことが、このような全員登録を後々まで比較的容易に行ひ得しめた事情も推測出来ないではない。全員登録を原則とする立前の下では、六人衆への被選定権が同帳登録を条件とするのは、むしろ当然であるが、他村及び自村他姓からの養子は種々の点で根生いの地子と事情を異にし、それは衆座帳登録から、ひいては老來六人衆に選出される際においても一定のハンディキャップを受けることを意味した。

村内同姓からの養子、及び他姓・他村からでも廿才未満の養子の場合には問題はない。同姓戸からの養子は廿才以上でも既に生家時代に衆座帳付をすましており、又廿才未満なら生家が自姓・他姓の別なく廿才を待つて

衆座付をすればよいからである。然し廿才以上の他姓からの養子は、養取入籍の翌年の頭祭（その機会は正月九日一回のみ。後述）に廿才の地子と同列、しかもその末尾に登録の機会を与えられる定めであるから、当齡は何才であっても事実上は漸く廿才として取扱われることに外ならない。この制約は、中沢氏では古く寛政三年に遡ることが同氏衆座帳の次の記載から明らかである。

「 首座付定

一、貳拾歳より内之養子ハ本子同類

一、貳拾歳より後之養子本子之末座に廻る

一、本子ハ右口書通り也

右之条々永々是相守り傳る者也

寛政三亥年正月吉日改

前記の別稿に報告した如く、この点に関し人見・中川両姓は天保七年に従来の規約を改め

「一、貳拾歳以下之者當齡ニ相記可申事

一、貳拾歳以上者貳拾歳ト相記可申事」

としたが（両姓の衆座帳）、その後段の規約は、上述中沢氏の場合と同じ効果を謳ったもので、即ち郷土・百姓をとわず、近世後期以来の当村における一つの社会的常識でさえあった。（前段の規約は廿才になるまで衆座帳付を行わない中沢氏の方式の下では関係はない） こうした年齢取扱上の制限は、衆座付自体については別段のことはないが、やがて老来六老の座に昇進するとき実質的な効果を發揮し、養子は自然年齢の同じい地子出身者に比べて、衆

目の敬視するこの地位への就座を数年おくらされ、その間、より弱齡の地子出身者に先を越される結果を甘受しなければならぬ。それだけに、衆座帳登録の枠内で、地子と養子の別なく、登録序列よりも自然年齢序列をより優越させ、地子と同じく養子もその制限を外されて自然年齢相当の取扱をうけることになったのは、祭祀面における養子の相対的地位がそれだけ高められたことを意味するものである。そして同姓祭団として空前のこの改訂が、戦後の新憲法実施の年である昭和廿二年に行われていることは、戦後諸般の革新的な空気の一反映として含蓄すこぶる深い。因みに、昭和三十三年正月調査時現在の中沢六人衆は首席の一老中沢元造氏（八四才）・二老同浜太郎氏・三老同重太郎氏・四老同寅市氏・五老同政治郎氏・六老同寅之助氏（七一才）である。

六人衆の任は中沢氏でも人見・中川と同じく終身であるが、高齢者を祭祀実務の煩から護るため、六人衆とは別に無年期の「総代」二名が六人衆側からの推薦という形で同姓中から出で、同姓共有の記録文書の保管、祭の会計事務はもとより、祭儀の一部にも要員として参加する。人見・中川の場合の「世話方」に当り、事実大正九年までは「世話方」といったが、人見・中川の世話方が祭の庶務・会計のみに与って祭儀の要員に列せられず、記録の保管・記帳は、一老を代表とする六人衆の重要な任務であるのに対して、中沢の「総代」が祭祀組織全般の中に占める位置は相対的に可成り高いように見受けられる。大正十二年総代の相談役として新しく七名の「委員」が同姓内から選ばれている（今は無い）のもそれを傍証するのかもしれない。総代二名の一名は副で正総代の故障時に備えたものであるが、ともにその年齢が六人衆の末席に昇進するに至れば総代を辞任しなくてはならない。そして祭の当日及び年間を通じて実務のほとんどを総代に委ね、祭場・頭屋に参列す



る以外、これといった役務をもたない現在の六人衆は一見ロボットの存在と見えないでもないが、然し祭の始終を通じて彼等のために用意される位座や、またこの馬路村の四つの同姓祭団が同一原理に基いて六人衆を選任し、他の三姓がいずれもこの六人衆に同姓祭祀の神主役の任務を濃厚に期待していることをみるなら、中沢の六人衆が現在いくらか実務から遠ざかった形をとっているとはいえず、それは決して本来の姿ではなく、そして他姓の場合と同じく原理的にはまさに宮座の神主役に当るものであることは疑の余地はない。

六人衆のうち誰かが死欠すると、欠位を順次下位から補充して第六老を新しく入れるが、それにも一定の儀礼がある。在来の六老中の末座(今の第五老)の家に新しく六老に補せられる当人呼び、総代の立会のもとに簡単な祭り事(このための祭文がある)と杯事があり、これを「呼出し」という。これには総代の保管する会計の中から若干の補助が呈供されるが、余他の経費は宿元(新五老)の負担である。「呼び出し」のあと、続いて新六老が六人衆を自家に招いて披露の宴を張るのを「呼び返し」といい、これにも若干の補助が総代の手を通じて同姓一統中から与えられる。

### 頭かしら花はな組

祭祀組織の検討に最も基本的な視点を与えるものはいうまでもなく神主役と神事鋪設の任に当る頭屋役とであって、全祭祀圏の中から、この両者がどのように選任され、また両者が相互にどのような機能連関をもっているかに、その組織の性格は最も単的に示されるといっても過言ではない。そして中沢氏の頭屋組織は、他の人見・中川・河原三姓のそれが多分に共通の原理に立脚しているのに対して、それらと原理を全く異にした極めて独特の方式に拠っていることが先ず注意される。即ち上述の如く、人見・中川では六老側から廿才前後の年

齡線を原則的基準に擬して衆座帳登録の衆座人中——一面で頭人候補者のプールという性格を具える——から毎年頭人を選定し、適任者のない祭期には「返り頭」と称して神主役である六人衆の中から輪番で一戸が頭宿を勤仕するのであるから、頭役勤仕は即ち元服礼としての意味を多分にもっているのであるが、(この点は河原氏も同様。後述) 中沢氏はこれと異なり、祭祀圏である全同姓戸を地縁を中心として、次頁の折込表に示したようなほぼ均等戸数をもつ九個の頭組に分ち、第一組——↓第九組の順に輪番で年々の頭役を組単位に割当てている。現在みられるこの頭組編成は昭和廿二年に改訂成文化されたものであるが、こうした組編成そのものもとよりこの年に始まるのでなく更に古く遡る。形式的な住民登録に一戸として登録されながら、同表の「備考」欄に示したような特殊の事情で頭組に未編成の戸が数軒あるが、それらはいずれも最寄の組に編成されるかあるいは有縁戸に収容されることの早晚予想されるものであり、事情あって三日市部落に移住した一戸をも含んで村住同姓の全戸を網羅している。六人衆たちは多く世帯を当主に渡した隠居格の老人であるから、世帯筆頭者に拠ったこの表の上にはその名を表わしていない。これら各組の中で実際に当年の頭役を担当するのは必ず二戸で、これを頭花役又は頭花受けと呼び、その組内の他の数軒は挙げて頭花の「手伝」に当る。組内における頭花の選定は、当主の高齡順を原則とし、従って最年長者二人が頭花になり、そのうち何れが実際の頭宿となるか——頭祭は一年を通じて正月九日一回である。後述——は当事者ないし組内の合議による。又頭花が組内の高齡順というのも必ずしも固執されるのではなく、要は組として頭役を負担するということ、組内では最も温かな方法で頭花が選ばれるということが厳しく自律され、そのために年齢順による組内の輪番制が原則に擬せられているというまでである。組としては十年目に一回、頭役の勤仕が廻って来る訳で、その際、

前回の頭花は手伝に充て、前回に「手伝」だった家に頭花をやらせて成るべく負担の公平を図る配慮が払われることは当然であるが、然し家屋の構造や家の事情によって頭宿をつとめ難い場合もあり組内戸の全部が尽頭的に頭花を引受けると決っているものでもないらしく、すべては組に一任された形である。かりに尽頭的に頭花を負担するにしても、自組の引受ける十年目毎の頭役が更に組内で輪番に廻されるのであるから、結局個々の家についてみれば頭花役は数十年に一度の負担となり、結果的にみて大体一生に一度の家役とみられている。人見・中川の頭指制では成年に達した若者を頭人として頭役を負担させるから、当人にとっては一生一度の役であることが最初から予定されているが、長男以外に二三男も頭指しされ得るから、その家の当主としては必ずしも一生に一度の頭役とは限らない。近年二三男の衆座付や頭指しが次第に疎外される傾向にあるのは、強ちそのためばかりとはいえないが、いずれにせよ、人見・中川の郷土両苗でも百姓筋の中沢氏でも頭屋選定の原理は全く違いながら、各戸の負担する頻度率はともに当主一代に一度ぐらいという線で大体は一致していることが注意される。

各組から一名ずつの「世話方」が組内の互選で出され組相互の連絡に当るが、その任期は各組に一任され整一的ではない。頭役の支出を賄う基本財産として戦後の農地解放まで三反九畝一九歩の共有田があったが、解放後はその売渡代金を頭の特別会計として設置し、それとは別に同姓各戸から頭米として米一升を総代の手もとに集めて約五斗余を得、このうち一斗を現物で正月頭の頭花組に与え、残りをその他の年間の祭費・雑費に使用することとして現在に至っている。即ち頭花組としては頭役勤仕のため総代の手を通じて同姓一統中から米一斗の補助をうけるが、それ以上の費用はすべて組としての負担で、組内に均等割されるのが普通である。

が、時には頭花受けの家が特に多くの負担を希望することも珍しくなく、そしてこれらもすべて組内に一任されている。

頭組・頭花受ともに祭前の忌を特別にまもるといふような事は殆んどない。そしてこうした組毎の輪番制の下では、毎年どの組が当年の頭番になるかは最初から明瞭に予定され、従って頭役と六人衆とは全く別個のものであって、人見・中川の場合、頭指しの適任者を欠く時「返り頭」の名において六人衆自体が頭役を勤仕するようなケースは全然生じ得ない。但し、当年の頭組の中から偶々六人衆の構成員が出ている場合、頭花役が頭組内で概ね高齢順に振り当てられる上述の原則によって、六人衆の家と頭花役の家とが合致することもないではないが、その際は六人衆の一人である祖父の相続人が当主として頭花役を勤仕するので、当主である同一人に六人衆と頭花とを兼ねさせることは避けられる。六人衆と頭花との間には、返り頭の現象を生ずる人見・中川におけるような内面的関連はなく、偶々合致することがあっても、それは例外もしくは偶然のことにすぎない。又、六人衆になるまでには、大抵頭花役の勤仕をすませているのが普通であるが、しかしこれが強ち六人衆に選ばれるために不可欠の前提条件ともされていらないことは、人見・中川の六人衆が頭指しをうけ頭役勤仕をすませていることを必須の要件としているのと大きく異なる処であって、又もって中沢氏に於ける六人衆（神主役）と頭役との間の疎隔を物語るものである。又こうした輪番頭組制であるから、頭屋たること自体は、衆座付とも、又成年に達したということも全く関係はなく、従ってそうした関係をもち人見・中川の場合とちがって通過儀礼としての意味を全くもっていないことはいわずして明らかである。

中沢氏の頭花組編成 (昭和24年11月現在)

組	登 番 号	屋敷 の 位置(区)	筆 頭 者	未 編 戸	備 考
第二組 (七戸)	47	北	中 沢 仙次郎		(小堂派)
	49	北	中 沢 治一郎		
	68	北	中 沢 卯一郎		
	69	北	中 沢 一吉		
第三組 (七戸)	72	南	中 沢 藤吉	中 沢 昭太郎	藤吉家の相続人。別居 天理教事務所にて別居
	77	北	中 沢 勝よ		
	78	北	中 沢 太郎		
	214	南	中 沢 太郎		
第四組 (八戸)	142	中北	中 沢 彦賢	中 沢 政一	嘉市の弟
	140	中	中 沢 林太之		
	74	北	中 沢 吉松		
	75	北	中 沢 末嘉		
第五組 (七戸)	32	北	中 沢 初枝	中 沢 義夫	朝一の息男。分家後、 日没くまだ組に入っ ていない
	24	北	中 沢 朝一		
	33	北	中 沢 佐久		
	35	北	中 沢 久次		
第六組 (七戸)	39	北	中 沢 太三		(小堂派)
	41	北	中 沢 一助		
	42	北	中 沢 重太郎		
	19	北	中 沢 修治		
第七組 (七戸)	86	中	中 沢 修光		(小堂派)
	87	中	中 沢 修光		
	121	中	中 沢 敬音		
	130	中	中 沢 敬音		
第八組 (八戸)	147	南	中 沢 秀一		(小堂派)
	151	南	中 沢 秀一		
	233	南	中 沢 秀一		
	105	中	中 沢 代次		
第九組 (七戸)	108	中	中 沢 昇茂		(小堂派)
	113	中	中 沢 昇茂		
	126	中	中 沢 勝英		
	127	中	中 沢 兵衛		
第十組 (七戸)	128	中	中 沢 左衛門		(小堂派)
	201	中	中 沢 左衛門		
	164	南	中 沢 昇茂		
	198	南	中 沢 昇茂		
第十一組 (七戸)	124	中	中 沢 昇茂		(小堂派)
	199	中	中 沢 昇茂		
	200	中	中 沢 昇茂		
	228	中	中 沢 昇茂		
第十二組 (七戸)	229	中	中 沢 昇茂		(小堂派)
	230	中	中 沢 昇茂		
	205	南	中 沢 三男		
	208	南	中 沢 三男		
第十三組 (七戸)	218	南	中 沢 造一郎		(小堂派)
	221	南	中 沢 造一郎		
	222	南	中 沢 造一郎		
	226	南	中 沢 造一郎		
第十四組 (七戸)	177	南	中 沢 平助		(小堂派)
	180	南	中 沢 平助		
	184	南	中 沢 平助		
	189	南	中 沢 平助		
第十五組 (七戸)	191	南	中 沢 正之		(小堂派)
	192	南	中 沢 正之		
	194	南	中 沢 正之		
	92	中	中 沢 三治		
第十六組 (七戸)	94	中	中 沢 三治		(小堂派)
	96	中	中 沢 三治		
	99	中	中 沢 三治		
	101	中	中 沢 三治		
第十七組 (七戸)	102	中	中 沢 三治		(小堂派)
	243	中	中 沢 三治		
	243	中	中 沢 三治		
	243	中	中 沢 三治		
計	227	南			大阪より疎開。 109-(D)林敬一と同居 世帯
	109-(D)	南			
計		63戸 (イ)		6戸	

(イ) 馬路村巡察派出所撤付の住民簿の登録番号。  
 (ロ) 上記(イ)の住民簿に未登録 (昭和22年7月現在)。その理由未詳。  
 (ハ) 上記(ロ)1戸、及び第九組の三日市郡部の住戸1を含むから、この2戸を控除すれば残り61戸。  
 これに未編6戸を加えれば総数67戸で、本籍町頭の姓別構成表の数と合致する。

中沢氏六十余戸は江戸時代以来の伝承記録に散見する当村「土根組八十三人」の草分筋の末と自負するが、更にその内部にあって現在十二戸を算える小堂派こどうは、同じ中沢氏でも派外の一般戸に比しその由緒を一層古格とし、一統中の根本としてひそかに自負している。しかしその自負する由緒の古格は必ずしもそのまま派外の同姓一般から認められているでもないらしく、その中には同派を「単なる有志の集り」と目して微妙な口吻を洩らす向がないでもないのは、尨大な中沢の同姓団成立の由来が今日不明に帰していることを反面で物語るものである。その十二戸は即ち上掲折込の頭花組構成表中にアンダーラインを以てマークした家々で、往古仏・導養寺などをめぐって中沢姓全体から構成される同姓祭団の一環を形造り、六人衆への被選出権や頭組所屬・頭花勤仕の役務の点では派外の同姓他戸と何らの区別もないが、それとは別個に、彼らだけで上述の阿弥陀堂をめぐる一小祭祀集団を同姓内のイングループとして形成して自ら小堂派と呼び、これに対して上述の如く派外の同姓戸を大堂派と呼んだりするが、しかし中沢同姓内部に同じ次元で小堂派に対立する大堂派おどうという別個独立の祭団があるのではなく、ただ同姓祭団の内に包摂された低次の一小祭祀集団があるというのがその客観的な実態であつて、小堂派十二戸は大小二様の祭団構成に参加しているのである。

この小堂派は又かれらだけで古くから六人衆を選出し、派内戸の誕生男児について衆座付（頭付きともいう）を行い、これとの関連のうちに頭役を振り当てている。六人衆が高齡順に選出されることは、中沢姓全体及び他姓の場合と同様であるが、何分僅か十二軒の内から選ばれるのであるから、余他の六人衆に比べて平均年齢は若い。小堂派の六人衆たることと中沢姓全体からの六人衆たることとの間に別段の関係があるのではなく、同一人で兼任することも珍しくない。現に小堂派の一老中沢重太郎氏は又中沢六人衆中の第三老である。小堂

派の衆座帳付は派内の戸に生れた男児（二三男以下でも）について、四・五才位までの間に、そして養子は、養取後間もなくの時期に行われる。この場合、同じ中沢姓でも派外戸からの養子は、やはりここで衆座帳付けをされなくてはならない。そして新しく衆座帳付をした家が当年の頭宿を勤め、もしそれを欠く時はやはり「返り頭」といって六人衆（六老）が輪番で頭役を勤める。いかえれば頭宿は衆座帳記帳の順にまわるといってもよい。小堂派については現在のところ調査が甚だ不充分であるが、聞取による限りでは、その頭屋組織は中沢姓全体のそれとは体系を全く異にし、むしろ他の三姓のものに近い。（細部の点では小異があるが）小堂派にも記録の保管その他の庶務に当る世話方が一人又は二人設けられているが、現在は六人衆の一人が兼任している。この小堂派の衆座帳は宝永五年以来の書き継ぎであって、全中沢姓の衆座帳（寛政三年の表記。内容は正徳三年以来）に匹敵するものであることは、上述の如き頭屋組織の性格的な相違及び派外に対し派内をより古格と自負する伝承とともに看過し得ない。

### 三、一統の祭祀行事

年間を通じ、全中沢姓団として、六人衆・総代が供膳を調べ往古仏・導養寺に参詣する機会は、正月九日の「頭まき」、四月八日の仏生会、八月十六日の盆、及び春秋の彼岸であるが、（註②の収支決算表参照。これら各々にいて祭文がある）このうち頭屋における祭宴を伴うのは正月頭だけであって、もとよりこれが最も重視され、上記一連の行事の中でも圧倒的なウエイトを占めるから、ここでは考察の主眼を専らこれにおく。この他に小堂派だけについては、正月七日の頭祭が最も重んぜられ、四月八日には世話方だけが供物をし、又以前は、正

月四日に「垣結い」と称して「小堂」の囲りにあつた生垣を修理したあと簡単な食事を共にするのが江戸時代以来の習わしであつた。

正月九日の午前に六人衆全員と総代及び頭組から二名（「頭花受け」の家とは限らない）が供物を用意して、今では長林寺の方丈に参集して足揃えの後、本堂脇間の惣檀中の牌壇に焼香・拝礼して（住職はタッチしない）、門前の祭場（往古仏）に向く。この足揃えの溜り場に長林寺を充用するのは全く場所的な便宜のためで、当日の祭儀そのものと村の葬寺である長林寺とは本来全く無縁であり、事実以前は導養寺がその場に充てられていたという。往古仏の靈域の前に一老以下六人衆が一列に並び、その両脇に二人の総代と頭組の二人が、併せてコの字形に列ぶと、頭組の二人が持参した供膳・御神酒徳利・香箱・香炉・祭文（器具はすべて同姓団一統の共有が総代の手で供進される（図版D参照）。御供膳の献立は素焼皿すわきびらにもつた高盛飯・塩・野菜・水引をかけた乾物などで、祭具・供物には通じて神式と仏式とが混淆している（図版C・I・II参照）。総代の発声で一同拝礼、ついで正総代が先ず碑前に参進して祭文を奉読した後、一老以下順次に頭組の二人まで参進焼香する。これで往古仏前の儀は終るが、祝詞にあたる「祭文」を奉読するのが一老でなく、又成年に達して衆座帳付する若者がこの碑前の庭儀に参加しないことが人見・中川の場合と著しく異ちがっている。碑前の儀の後、そのまま一同打揃って至近の導養寺内陣に参進して供膳・拝礼した後、頭組の二人の先導で当年の頭花の宿に至る。この頭の日、導養寺に参詣することも人見・中川ではみられない。頭組から二人が庭儀に出るのは、「往古仏」碑・導養寺への供物・祭具を頭花役の家から供進するのに必要な人数という以上に別段の意味はない。

頭花の宿では別段祭儀的なことは行われない。年々頭宿を巡廻する「大地主権現」（中沢氏の根源・由来が周囲に細記されている）の

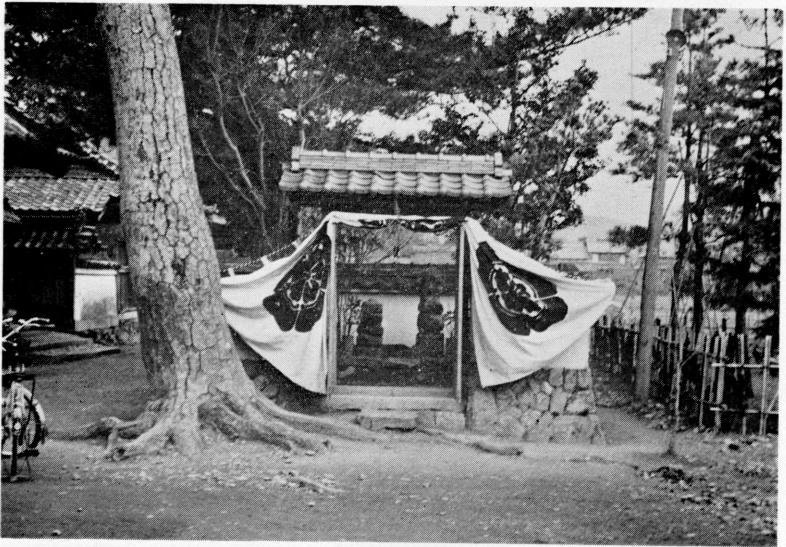


神号軸が床ノ間の正面にかけられ、それを背にして一老以下の六人衆、その次下に総代二人、以上八人が座序に従って千鳥に坐る(図版E参照)。総代の座着はもとのものでなく、当日の座を与えられるのは六人衆に準ずるのであるが、然し必ず彼らのための座は準備され、従って膳部は八膳、全く同じ献立で用意される。碑前から撤した高盛飯と御神酒が先ず一同に分与されるが「米ハ農民ニ何ヨリモノナノデ、米飯ヲ肴ニ神酒ヲ頂ク」といわれる処に「米」に対する農民の特別な感覚が横溢している。太平洋戦争以前は、当日六人衆等に供される膳部は本膳の献立に従った豪華さであったが、戦時中は物資不足のため頭花受けも困難を来し、総代二軒が交替で正月の頭宿を形だけ勤めてすまさなければならなかったことも数年続いた。しかし戦後はまた、以前ほどではなくとも次第に旧態に復活して来ている。人見・中川では六人衆から頭指しを受けた者が、家の都合で、六人衆を實際に自家に迎えて頭宿を勤め難い場合、所要の費用を六人衆側にとどけて六人衆中の一戸で頭屋を代務して貰う制が古くからあり、これを「上ゲ頭」というが、中沢氏では頭役は、数戸から成る頭組が母胎として頭宿の背後に控えるから、右のようなことは生じ得ない。戦時中、総代が頭宿を便宜代動した変則は、形は「上ゲ頭」と一見似ているが、意味はそれとは全く異なる。即ち中沢氏では六人衆が頭役を代務し、あるいは頭屋的性格をもつということは全くなかった。

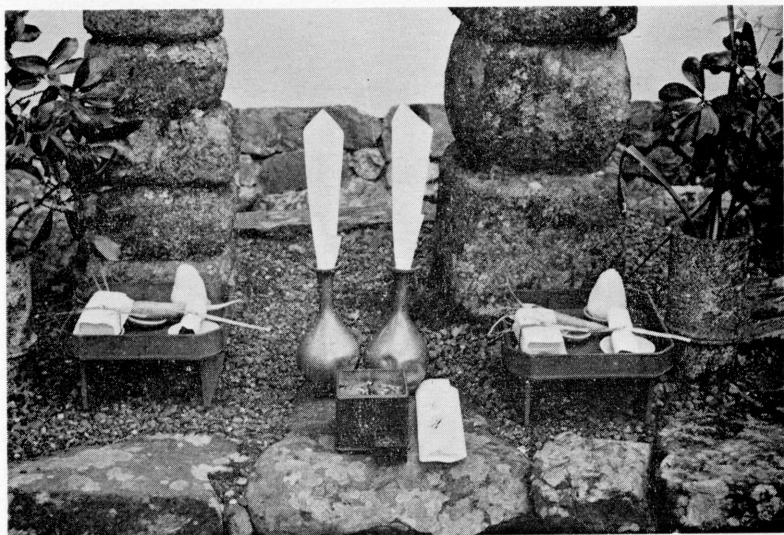
頭花宿における六人衆・総代への饗応は正午までで終り、午後早々から、当年新しく衆座入りする若者たちが、同席で簡単な膳部(とうふ汁・煮しめ程度)の饗応をうけ、一老(ないし六人衆)から正式に杯をもらい、中沢氏の一人として成年に達し一人前の男子となったことに対する祝辞と訓戒とを与えられる。床ノ間の神号軸に銘記された草分百姓としての中沢の姓氏の由来などが、六老たちが若者に与える訓戒の何よりの話柄となるこ



A. 往古仏の靈域外觀（中沢氏）。左端の堂壁は導養寺本堂  
その右の鐘樓・門・塀は長林寺 (筆者撮影)

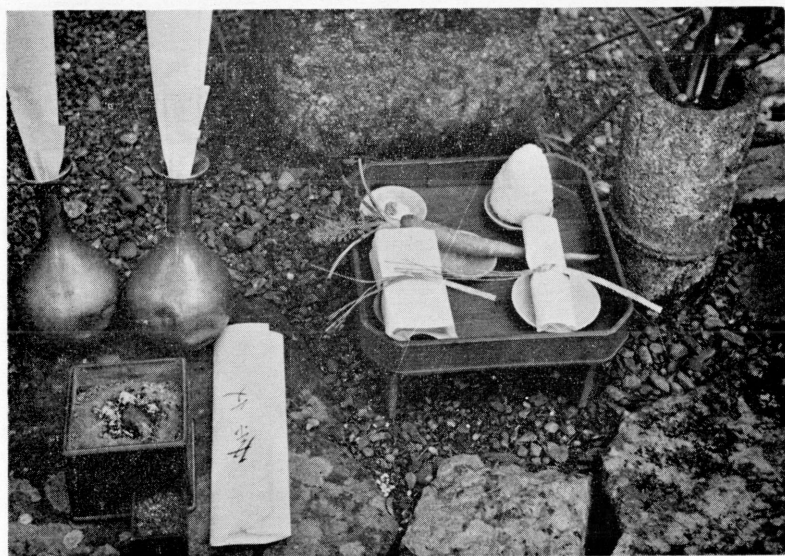


B. 往古仏の碑（中沢氏）。左端の寺薨は長林寺。幔幕（祭日に限り  
扉を開いて張る）の瓜の定紋に注意 (筆者撮影)



C. I. 中沢氏往古伝正月祭の供物

(筆者撮影)



C. II. 同上 (拡大)

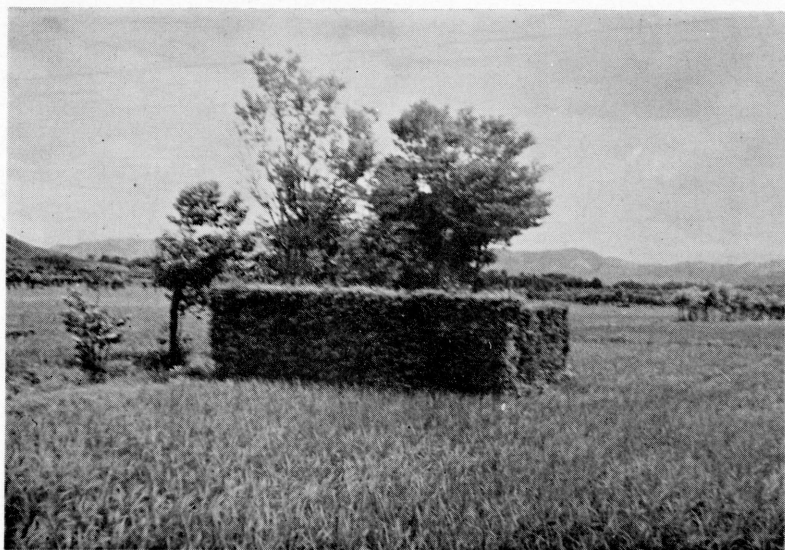
(筆者撮影)



D. 中沢氏六人衆の往古仏拝礼。右端の横向き侍立の二名は頭花組からの代参 (筆者撮影)

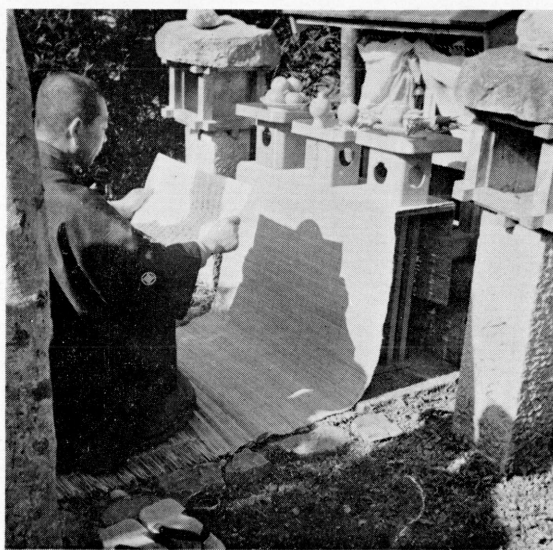


E. 頭宿の席についた中沢六人衆。床ノ間の神号軸に注意 (筆者撮影)



F. 藏王祠地の景観 (河原氏)

(筆者撮影)



G. 藏王祠前における一老の祝詞奏上 (河原氏)  
(筆者撮影)



とは想像に余りある。(中沢氏には付録所収のような、姓氏に関する「根元記」その他の伝書があるが、ことさらこの席にも来たされることはない) 衆座帳への記帳は、総代の手によってこの席上で行われるのが普通である。

後宴のこの席は六人衆が姓氏内の老分としての役割を十二分に發揮する場所であるとともに、衆座入りの若者が祭儀の一環に加わる(唯一の)機会である。それが一種の宮座入りの披露であり、一人前としての正式公認であり従って一種の元服式として通過儀礼の意味をもっていることは明らかである。即ち頭祭が同姓内青年の元服礼と結びついているという点では、百姓筋の中沢氏も郷土の人見・中川と同じであるが、ただその結びつき方が大いに違っている。人見・中川では一定の成年線に拠って選ばれた冬・春の各頭人が庭儀に参加し、かつ頭宿を勤め、それによってはじめて元服的効果を承認されるのであるから、その当事者は毎年二人を越え得ない反面、頭屋祭と元服礼との関連は極めて緊密であるが、中沢の制では衆座入(元服礼)の当事者には数の制限はない反面、衆座入りと頭役負担とは直接の関係なく、従って頭祭と元服との関連は、それだけ疎浅であるともみられるが、頭宿における衆座入り儀礼の主役が頭人ではなくして六人衆であり(頭花以下頭組の面々は六老・衆座人の饗応・応待のみに多忙である) そしてその六人衆たることが衆座入(衆座帳付) そのものに立脚している限り、中沢氏の場合もまた頭祭と元服との間に一脈の本質的な関連が潜んでいることは確かである。

頭屋制による中沢氏の先祖祭は、頭屋組織のみならず、祭の日取りや呼称の点で、文祭儀の端々に仏教臭を加味している点で、人見・中川のものとは著しくちがっている。即ち人見・中川・河原三姓の先祖祭が何れも夫々互に照応する日取りで冬と春とに年二回あるのに、中沢では知りうる江戸時代の記録以来、正月九日一回だけであり、又人見・中川ではその冬・春の祭を「山ノ口頭」と古くから呼び、現行の祭儀にも明らかに

「山ノ神祭」の要素を含んでいることは別稿に記した通りであるが、中沢氏の場合、そうした形跡は今日少くとも表面的には全くみられない。然しここに看過してならないのはその正月九日という古来からの日取りである。山城・丹波地方一円では十二月九日・一月九日を山ノ神の祭日とし、その双方又は何れか一方に山仕事に関する何らかの儀礼・禁忌が広く伝承されている。山ノ神・田ノ神（地神・地主神）・祖神（祖霊）が原理的に異相同体ともいうべきものらしいこと、正月を挟んで前後に祭日の日取がシンメトリカルな日取をもつことは、それらの神が秋収春耕に伴い山と里との間を転身去来する事実に基づくことは今日次第に日本民俗学の定説とさえなろうとしているようであるが、その点からいって、この中沢氏の先祖祭の日に大地主権現の軸が正座にことさら勧請されること、この神号軸にことさらその姓氏の由緒に関する祖先伝承が併結されていること、更にその祭日がことさら一月九日とされていることなどには極めて深い含蓄があるように思われる。即ち先祖祭の日を特に正月の九日とさせた背後には一般的な山ノ神の信仰が控えており、従ってこの中沢氏の先祖祭も表面にそれを謳っていないまでも、やはり山ノ神信仰と決して無縁ではなく、その点ではそれを表面に明言している人見・中川両姓の祭や、やはり之を明示はしないが正月を挟んだシムメトリカルな祭日をもつ後述の河原氏（冬頭十二月十日、春頭一月十日）の祭と同系同類のもの、言いかえれば、根源においては原理的に同じものが、各姓団毎に別々の形相をとって具体化したものと考えられる。

いま中沢氏での聞取を主として馬路の正月行事のうち目ぼしいものを摘記すれば、正月元日の朝には雑煮餅晚には米飯を、また二日・三日の朝夕も米飯を家の門松に供える。一月四日は「山ハジメ」といって、当日の気象如何にかかわらず家々で「山」〔馬路・池尻共同の墓山である稲築山の東寄り、人見・中川の冬春頭にその六老が参詣

する「山の神」の石標のある山へ米一掴みと餅二三個もってゆき、たとえ松の木一本でも生木を伐り、かたむ堅木（樫のこと）の葉をとって帰り、その木を丸太に切つて束ね、屋敷の前庭に積み、上にその堅木の葉を束ねて立てる。  
（これを「ホナガさん」又は「トシシバ」などという）一方、山から帰るとすぐ風呂に入りゼンザイ餅をたいて門松・歳徳サン（この村では年俵又は年桶の形をとり、シン松を立てる）・家ノ神さん（神棚・荒神棚）に供える。トシシバは当日の中にはらして一月廿日まで歳徳サンに祭り、更にその後は歳徳サンのシン松とともに春の種蒔きまで遣しておいて苗代の水口に立て米と塩とを供える。一月七日の七草には餅入りの七草粥を門松に供える。一月十五日朝、元日以来歳徳サンに供えて来た米で小豆粥を作つて神棚・仏壇に供え、家毎にトンドを焚いて注連・門松を焼く。青竹に小判形の餅を挟んでトンドの火にくべ、又その青竹のはぜる音で占をするものもあり、帰宅後、その青竹を箆に削り、焼いた小判形の餅は神棚その他、家の神々に供える。まことに情趣にみちた農村の正月行事であつて、明らかに山ノ神の信仰儀礼と深く関連している。そうした村一般の一連の正月行事と年初の中沢氏の頭祭とは、別段の關係なき別個のもののように現在の当事者には考えられているが、山ノ神信仰と深く関連する正月行事の傳承と、正月九日という日取りの傳承とは、現在の当事者の意識をはるかに超えた処で実は極めて深い關係をもつものであつたはずであり、又それは、正月を中にはさんでシムメトリカルな日取りをもつ後述河原氏の頭祭についても同様である。

小堂派の祭儀についてはまだ殆んど未調査であるが、一月の四日・七日が正月行事過程の中でも夫々一つの節目であるだけに、その頭祭の一月七日、垣結いの一月四日という日取りも、上記の意味で決して偶然ではなかつたのではあるまいか。



以上中沢一統の祭儀の中で最も重視される年初の頭祭を概観し併せて若干の考察を試みたのであるが、それに次ぐ一統の行事として、四月八日の仏生会と八月十五日の盆会がある。全国各地でいわゆる「卯月八日」「野山遊び」「野山ゆき」のコト日は丹波一円では一月おくれの新暦五月八日で、その日を「ヨウカ日」と呼び、農仕事を休み草餅を作って贈答などすることは、馬路もまた例外でないが、中沢氏往古仏の祭典はそれとは別の新暦四月八日である。当日、六人衆・総代及び翌年の頭組から頭花役二名中一名が長林寺で足揃えして同寺の本堂に参礼の後、往古仏に詣り供物と祭文を捧げ、ついで導養寺に参詣し同じく仏供を供える。四月八日は仏誕生の日として一般に寺家では重んじ特別の法要・行事を行う土地も多く、また中沢氏でも当日が「釈迦ノ徳ヲ愚ンデノ祭典ダ」といわれる意識は明らかにその祭文にも表われているが、(付録)長林寺では仏誕生に因む同寺プロパーの行事は何もなく、又同寺住職は前記中沢氏の当日行事には終始一切関与しない。導養寺に供膳・参詣後、六人衆が輪番で簡単な後宴の宿を張る。後宴を含んで当日の祭費は総代が預る会計の中から若干の補助があり、その他は宿主の負担である。(註②の決算表参照)次に八月十五日の盆会も行事の大要は前記四月八日と殆んど同様であるが、ただ、四月八日に参加したのとは別の今一人の頭花が参加すること、往古仏において長林寺住職の読経回向があること、後宴の宿を総代が交代で担当する点が、四月八日の場合と異なる。旧暦以来四月八日や盆の十五日は仏教の所説とは独立に、日本の民間では特別の意味をもつ重要な節目の日であった。それらは何らかの意味で直接・間接、先祖の祭と関連をもつものである。仏教はそうした既存固有の習俗的基盤にのって自らの民間流布をはかりつつ、いつしかそれに別種の意味づけをして行ったことは、今日すでに民俗学の常識である。さて、時期的に正月を前・後に控え、衆座付(氏子入)・元服礼・頭屋制を伴う点で、上述

した中沢氏の正月祭は、別稿<sup>（一）</sup>の人見・中川の祖神祭や後述河原氏の蔵王祭と同次元に類括されるべきものであるが、その以外に、たとえ規模はそれらより小さくとも中沢氏の行う四月・八月の祭に当るものは、他姓の場合にはみることが出来ない。即ちこの点でも中沢氏は他姓の祭団と祭の方式を大いに異にしているのである。そしてその異なる部分がともに仏教と関係をもっている——たとえその根源においては如何にもあれ、少くとも表面的には——ものであることは、中沢氏の正月頭祭が他の三姓のそれらのいずれとも異なつて独り仏教界を加味しているその独自性と互に照応するものであり、それは煎じつめれば、祭られる表象物が、神祠である他氏と異なり、他ならぬ五輪塔であるというまさにその独自性に遡らしむべきものであらう。

一月・四月・八月の祭を通じて長林寺が祭祀関係者の足揃えの場所に充てられ、牌壇のある仏殿への参拝が行なわれるが、（但しここに供物奉獻のないことに注意）これは場所的な便宜から後次に発生した新しい形であり、盆祭に同寺住職の回向が屈請されることも、その起源はともかく、意味の上からは決して本来の姿ではあるまい。年間を通じて中沢氏一統の祭にみられる仏教的要素は、行事・習俗の系譜の上からいえば、同じ仏寺ではあつても長林寺から由来するものではなくして、導養寺との関係の中に求むべきものと考えられる。同姓の古老が洩らす「昔ハ長林寺ハナカッタ。導養寺ガ根本ダッタトイフノデ、トモカク導養寺ト御先祖トハ離セントイフノデ、御先祖ニ供エルノト同ジ簡單ナ御膳ヲ作ツテ、イツモ（一月も四月も八月も）の意。竹田 両方ハハ欠カサズ参ル。」（「御先祖」とは往古仏を指す「竹田」という口吻は、当事者たちの念慮を簡直に示すとともに、右の点について深い示唆を与えるが、それを一層雄弁に物語るものは、同寺との関係を濃く織り込んで独り中沢氏のみが伝える豊富な縁起伝承である。次に項を改めてこれを眺めよう。

※ 同姓祭団を構成する中沢氏一統の各戸も他姓と同じくみな長林寺の檀家であり、従って葬儀や死後の弔祭を挙げて同寺に委ね、夫々自家に先祖の祭壇としての仏壇を祀っている。仏壇を介しての家毎の先祖祭が、葬式寺であり供養寺である長林寺に直結することは自明であるが、単的というなら「往古仏」における「御先祖」と、仏壇における「御先祖」とが、ともにそれらの「子孫」である同じ当事者の意識において、あるいはその意識を越えた所で相互にどのような関係に立つものであるかは、筆者の問題意識の深く繋がる処である。それは独り中沢氏に限らず、他姓の場合もふくめて、祭を共同の紐帯とするこうした同姓集団とそれを構成する個々の家々がこの村で具体的にどうして成立したかにかかっている。又そこから導養寺とは恐らく機能の系統を異にする長林寺という葬寺の成立を必要とした条件もある程度与えられるはずであるが、今は一様に長林寺に収結している同寺の檀家圏も以前は今既に廃絶した少林庵・陽雲庵・友松庵・妙雲庵の四つの塔中に分属するという複雑な前生をもつたらしく、すべては今後の調査研究にまたなければならぬ。

#### 四、一統及び導養寺の由緒伝承

中沢氏はその姓氏と所奉の導養寺に関する豊富な伝承を有し、早く江戸時代にある程度集大成してこれを記録しているが、こうした事は少くとも現在までの調査に徴するかぎり、独り中沢氏にのみみられ、他の河原氏や人見・中川両姓郷士には絶えてみられないことである。その記録とは一、寛政三年の表記をもつ中沢氏衆座帳々首に収められたもの（「付録」一のB）二、書写年次不詳「大地主権現」神号軸中の所載（「付録」一のC）三、元和元年（この年次が信憑性を欠くことはほぼ確実）長福房馬淵清左衛門入道書写の「根元記」——いわゆる中沢根元記——（「付録」一のD）の三点で、現行の「祭文」（「付録」一のA）と併せて稿末の付録に採録したが、伝説としてそれらが互に親縁関係をもつことは明白である。

このうち「祭文」は他の三種とやや性質を異にするが、当事者がこれらの祭をどのように考え、そこに何を期待したかを単的に露呈する意味でやはり一種の伝承とみて差支ない。但し昭和二十二年以前の祭文は今伝えられておらず、又それ以後の数年は当時導養寺住職として在村した上述某師の起草にかかる仏教臭に充ちた型通りのものなので、ここでは同師が村と隙を生じて離村した後、故意にその範例を避け中沢氏の当事者自身の手によって起草された数例を掲げた。もとよりその主旨は毎年大同小異ではなはだ類型的である。(a)年頭・(b)仏生会・(c)盆の各祭文を通じて祖先の恩頼と農の豊饒に対する切実な関心が所願の中核をなし、神仏混淆未分の素朴な観想が随所にその露頭をみせている。先祖祭の際立った機会として一般に仏教の濃厚な潤色をうけている盆祭に、先祖に対する農況の報告がなされなければならなかった理由もここにある(A・i・c)。又往古仏が一統の先祖と仰ぐ導安禪門・養信禪尼夫妻の碑であり、それらは「馬路村開基の祖」(A・b)であるとともに「中沢姓の開祖」(A・c)とされることは、中沢一統がとりもなおさず馬路村の草分・根元なりとする誇負のおのずからなる表出とみるべきであろう。

そのほか、付録B・C・Dの江戸時代の記録になる所伝はこの種の資料としてその内容は豊富かつ多岐にわたり深く研究に価するものであるが、紙幅と時間の制約によって、その詳細は遺憾ながら他の時処を期する他はない。Dの奥書をはじめ各所伝には多くの年号・年次が表われるが、この種の伝承資料ではそれらに深く拘泥することはもとより無意味である。しかし一統の姓氏や行事・儀礼の由緒・根拠を説明するものとして、又現行の行為伝承が極めて古い由縁をもつものであることを示すものとして、即ち「事件」ではなく「事態」の跡を示すものとしてこれらの伝承が絶大な史的価値を有することも多言を要しないであろう。上来報告してき

た現行の行為伝承に立脚しつつ、付録B・C・Dの中沢氏の所伝を通覧すれば、

- 一、まず何よりも、中沢一統（土根組の八十余戸が辻・目見の後裔として当村の草分筋なること（B・C・D・a・D・i・h）。名族藤原氏の血を汲む貴種で、当国武浪の出であり、村長（村長であつたこと（D・e・r・o・h）。族藤原氏の血を汲む貴種で、当国武浪の出であり、村長であつたこと（D・e・r・o・h）。
  - 二、村持の堂である虚空蔵堂（導養寺）・阿弥陀堂（高堂山——「小堂一派の所奉）が現在馬路村の「氏神」（産土鎮守）である隣村千歳の出雲神社と本迹の密接な関係を有し（B・C・D・b・D・c・D・i・d・i・y）、またこうしたものとして中沢氏一統と密接な関係をもつこと（D・c）。
  - 三、導養寺をめぐる中沢一統の正月九日（B・D・c・D・e・i・y）・七月十五日（D・i・c）の祭とそこにおける六人衆の座祭や衆座付の制（B）、および小堂（高堂山）の正月七日祭（D・i・d・i・y・D・e・i・y）がいずれも極めて古き由緒を有すること。
  - 四、草分・先住の由緒を反映して、中沢一統はたとえば導養寺の神事能では後住・郷土の人見・中川氏より上座を例としたこと（D・a・D・c・D・i・t）。
  - 五、導養寺の名は、その開基であり、又中沢氏列祖の随一である導安禪門・養信禪尼の名に負い、現に往古仏として伝えられるその碑はもと同寺の境内にあり、同寺とは唇齒の関係にあつたこと（B・C・D・c）。
  - 六、現用する中沢氏の定紋「瓜」は祇園牛頭天王と同氏との古き由緒に基くこと（C・D・a・D・e・i・y）。
  - 七、高堂山を長福房といい、又そこに織田信長の位牌を祭る理由（g）。
- 等が種々の角度から物語られている。もとよりこれらは中沢氏の側の所伝であつて、客観的な史実であるか否かは全く別個の問題であるが、しかもこうした豊富な伝承が、村の草分けと自称する中沢氏にのみ独り伝えられているという事実を軽視することは出来ない。

## 一、一統奉齋の聖処

河原氏の一統は「蔵王サン」あるいは「金峰社」と呼ぶ草祠をまつり、その位置は上述中沢氏や別稿人見・中川各姓のものとはやや方角を異にし、馬路村南区集落の東北端の村外れ、馬路村とその東南に位する三日市部落との間の田圃の中にある。祠地の面積は上記三姓の聖処と大差はないが、田圃の真中に方形に廻らした生垣と灌木に包まれた簡素な小祠が鎮座していて、祠地内外の景観も他の三姓の場合に比べて可成り趣を異にする(図版F参照)。蔵王とか金峰社とかいう標示は祠地には全くない。祠の中には「金峰大神」と表記した木箱(内には御札でも入っているのであるか。未詳)と、昭和二十二年当祠改築竣工の際の棟札(総代三名・「老六人」六名・大工一名の各氏名を裏面に記し、表面に「奉納」とのみ記した剣形の木簡)を収めるだけである。なおこの祠は河原氏以外、村一般からも子供供の神様として信仰されていると聞かすが、この点の詳細は未調査。

## 二、一統の祭祀組織

同じく旧百姓苗にしてかつ共祭慣行を有する同姓集団ではあるが、河原氏は祭祀組織の点でも中沢氏の場合と種々趣を異にしている。まず第一に、河原氏の祭は、馬路部落の全一四戸の他に三日市部落(行政村としての旧馬路村の大字の二)の河原姓全六戸が加わり、都合二〇戸で行われることである。もとより馬路戸と三日市戸との間には、取扱上の差別は一切存在しない。三日市は総戸数わずか九戸の小部落(馬路部落の枝村)であるから、そのうち六戸を占める河原姓は三日市部落の大半を占めるわけであるが、同時にこれはまた同姓祭団としても構成総戸数の三分の一弱を占めている。郷士格の両苗人見・中川の(祭の)構成員は全部が馬路部落の住

戸であり、中沢氏は一戸を三日市から容れるが（三日市における唯一の中沢姓戸）、中沢姓戸は馬路部落において上述の如く隔段に多数を占めるから、これら三姓を通じて同姓祭団の構成はほとんど馬路部落の内部に封鎖されているといつて差支えない。しかるに河原氏の場合は馬路・三日市の両部落に跨り、三日市を無視してはその祭団の構成は考えられないのである。第二に、馬路部落の河原姓一四戸という数は、人見・中川・中沢や同姓祭を行わない畑姓のいずれに比べても、その数ははるかに劣勢であり、これに三日市の大半を占める同姓戸を加えても、数の上ではなお五姓中最下位を免れない（本稿冒頭の表を参照）。つまり自姓の祭を紐帯とする馬路村の四同姓集團のうち、河原氏は馬路村との密着度が最も劣位にあるといつて差支えないのである。

神主役としての六老（六人衆）が同姓男子中から高齢順に六人選出され、また祭の世話係として「総代」（河原氏では三名）が選出されることは他氏と同様であるが、しかし衆座付に関する現慣行も古記録も存在しない。昭和三十二年末現在の六人衆は、一老河原卯之助氏（明治二年生）・二老同亀三郎氏（明治二年生）・三老同米吉氏（明治七年生）・四老同林三氏（明治八年生）・五老同角次郎氏（明治十年生）・六老同良太郎氏（明治二年生）で、一老の卯之助氏のみは三日市所住であるが、病気のため同居の息男（当主）が近年は関係祭務を代理している。舗設に任ずる頭役の方は、原則として同姓中の長男子が十二三才に達すれば六人衆に申出て頭宿を勤め、神事の舗設や後宴を担当し、これを入頭という。頭祭は冬・春の両度（後述）であるが、当年の冬頭人と翌年の春頭人とは互に相頭として、冬頭人は翌年の春頭に、また春頭人は昨年の冬頭に、各その祭儀・祭宴に列し六人衆の末座につく。祭期に頭人の適格者がなければ六人衆が一老から輪番に頭屋を勤め、人見・中川両姓と同じく、これを「帰り頭」という。頭人は長男子が原則であるが、家の相続人ということに重点があるので、相続人なら二・三男でも行う。

一つの家で長男以下二三男にも行う場合があるが、好ましい異例とされている。ただしこの場合は実際には頭宿を自宅で勤めず、所要の費用だけを届けて六人衆の輪番宿で頭をつとめてもらうことが多い。

一定年齢に達した若者が原則として頭役を勤仕し、例外的に六人衆への「帰り頭」となる河原一統の頭屋組織は、別稿人見・中川両苗郷土のそれと符合し、従って前項中沢氏一統のものは方式の原理を全く異にするものであって、元服・入団の儀礼としての意味がより濃厚であるといふはいい得る。しかし衆座付の制がなく入頭の年齢計算は全く自然年齢により、養子の取扱についても別段の制約なく、養子は入家後出来るだけ早い適当の時期に入頭するものとされていること、六人衆の藤次も入頭の時期を基準とせず自然年齢により、途中で離村した同姓戸の帰住者も六人衆への被選出権を認められるなどの諸点で、人見・中川・中沢の何れとも異なり全体にその組織はかなりにルーズである。河原の一統では六人衆中に欠員を生じた場合、「呼出し」を受けて新しく六老として末席に昇補されたものは次期の祭に一回頭屋を勤める。これは前項中沢氏や別稿人見氏・中川氏の六人衆における新補者の「呼び返し」と形は似ているが、旧在任者への単なる披露・返礼としての招宴ではなく、頭役の勤仕である点でその意味を異にし、他の三姓にみられない河原氏独自の制である。これはまた「帰り頭」の制と併んで、祭一般における神主役——今の場合でいえば「六人衆」と頭屋役との間の原理的に緊密な関係をやはり一つの仕方ですすものともみられよう。

### 三、一統の祭祀行事

河原一統の頭祭の期日はいまは一月十日（春頭）と十二月十日（冬頭）との年二回であるが、明治前期には新



曆一月十日・旧曆正月十日の二回だったらしい。(明治三十七年の「河原門中規約締盟簿」第六条。―付録二のA参照) 春頭も冬頭も祭儀の方式は全く同じである。

祭の当日の朝、六人衆一同(総代は不参)は頭屋に集り、頭宿には河原姓の定紋と「河原門中」の銘を染めた共有の幔幕を張る。頭屋で準備した神酒・スルメイカ・米・塩その他果物などの供物を素焼皿・三宝に盛るが、祭器はいずれも同姓団の共有にかかる。用意された神に御幣を切ってつけ、玉串を作ることまた六人衆の任務である。かくて紋服に威儀を正した六人衆は、神饌・祭具を持って村外れの祠地に運ぶ。祠傍の石上にそれらの神供を三宝にのせて列置し、一老は列立する二老以下に一人づつ玉串で御祓をして歩く。ついで祠傍にならべたままの神供に向って祝詞を奏し、頭人にとりつがしながら神供を祠前に献進ののち、祠前に向ってまた祝詞を奏す(図版G参照)。ついで二老以下一人づつ祠前に参進黙禱。これで庭儀を終り、一老が祠前より撤饌し、頭人の手次ぎで神供を一応前記石上の旧位置に復したのち、六人衆が分持して直ちに頭屋に帰る。頭宿では別段の祭儀はなく、又中沢氏における様な神号軸の奉懸のこともない。撤饌の神酒や米・塩が宴初にまず一同に分配される処に直会の姿をとどめつつ、他方その宴の要部はいまでは雞のスキヤキに墮している。河原氏では中沢氏と異なり、祭儀・後宴を通じて参加するのは六人衆と両頭人のみで、「総代」は終始一切関与しない。この点は別稿の人見・中川と同様である。戦後の農地解放まで「蔵王サンノ田」が二反ばかりその祠地近辺にあり、それで頭祭の費用を賄ったが、それが失われた現在では同姓各戸から年に米二升位づゝを集めて祭費の一部に当てる。この間の事情は中沢の場合と同じである。又、大晦日の夜は一老が蔵王サンに鏡餅を供え、人見・中川の場合と同じく祠域で元旦払晝まで篝火を焚く。

前項の中沢氏の頭祭とこの河原一統の蔵王祭を比べてみて直ちに気づくのは、前者には仏教的風儀ないし臭味が濃いのに対し、後者は徹頭徹尾神道的な方式に従い、まさに氏神祭と呼ぶにふさわしいものがある。中沢氏と異なり、祭期が年に二回あり、正月を挟んで前後に符節を合した日取りをもつことは別稿人見・中川の場合と同じだが、その祭られるものを人見・中川が「祖霊社」「祖神サン」といって、いわば「祖霊・祖神」を生そのままの姿でなお放置しているのに対し、河原では、一方でこれを祖神としつつ（たとえば付録の同氏講社規則の傍点部分参照）同時に蔵王権現という特定の神を勧請合体させているのが注目される。ただし、その勧請の経緯は詳かでない。それはともかく、仏教的な中沢氏の頭祭に寺の住職が関与しなかった如く、人見・中川と同じく純神道的な河原の祭にも神職その他の專業宗教家が一切関与せず、祝詞・祭文の奏上以下すべての祭儀が同姓団自体の關係者の手で執り行われる処にもまた氏神祭本来の姿が示されている。このように、中沢と河原の祭を比較すると、両者は種々細部の点でかなり際立った相違があるが、しかもそれらの祭が同姓集団の紐帯として働く原始的機能の上からいえば全く同じ類型に属するものであること、いいかえれば中沢氏の祭るものが往古古神というような、いわゆる氏神の概念からは一見はなはだ遠いものであるにかわらず、機能的にはそれが氏神祭であること、逆説的な見方をすれば却ってそこに「氏神」と「先祖」の同体性を露呈しているともみられることを、中沢・河原の祭は裏側から示証するものである。かかる氏神祭における、神主役としての六人衆の性格は、中沢氏ではかなり潜在あるいは脱化しているが、河原氏では、たとえば庭儀に先立って代表の一人老が頭人や他の六人衆に玉串で御祓をして廻る処などに最も端的に示され、その点人見・中川以上のものがある。なお、河原同姓戸での誕生の宮詣りが行われるのは、馬路村の氏神出雲神社（隣村旧千歳村大字出雲鎮座。旧

国幣中社。千歳・馬路の両旧行政村を通じ計十部落を氏子團とする。についてはこの蔵王サンであつて、長林寺や小川月読神社（本来は馬路の村氏神か。但し今は一般に村と疎縁より優位にあり、またもつて氏神としての蔵王サンの位置を推すべきであろう。（中沢氏では誕生の「宮参り」を往古伝にするものもないではないが少い）

河原氏の祭祀組織と関連して、ここにどうしてもその祭祀関係記録に言及しなければならぬ。河原姓には先に触れた如く衆座帳ないしそれに当る記録を全く欠き、存在するのは昭和二年一月に起帳し同年以降の六人衆・頭人を逐年記録した「神事之大帳」の表記ある一冊の洋式帳簿と祝詞（ともに一老の保管、及び河原氏系図・金峰報徳社定款（明治三十七年及び大正二年）——ともに総代の保管——のみである。即ち中沢姓や人見・中川両苗郷士のような江戸時代に遡る同姓団の宮座文書を現在何一つ伝存せず、あるのはすべて近代以後のものばかりで、その点、前記三姓とすこぶる趣を異にするが、祭祀組織の点からここにとりわけ注目せられるのは河原門中をそのまま金峰講社に切り換えたその「定款」であつて、こうしたことは前記三姓の何れにももとより見出し得ない。これには、明治三十七年一月に起り大正二年一月改正増補された「河原門中規約締盟簿——金峰社」の表記ある十九ヶ条の規約と、内容的にそれから脱化・発展して頼母子講的性格を加えた大正十二年四月附の「金峰報徳社定款」四十七ヶ条とがある。

これら「規約」・「定款」の全文は稿末に付録（の二）として掲げたが、要するに同姓団を法人格をもつ一つの講社的なものに擬装しその共同体的性格を理想化して羅列したものである。明治三十七年の「規約」では河原一統は「本組門中」の語で、また「従来ハ六人衆ト称」した六老は無期限任期の顧問として、一名の組長、二名の理事、五名の幹事（以上何れも任期四年）とともに講社の役員として成文化されているが、講社の具体的現実的

機能として期待されているのは唯一つ、それが即ち旧慣たる六老の頭指しによる冬頭・春頭の祭を不朽に伝えることにほかならないのである。顧問という名譽職的な——「役員」はすべて名譽職であるが——非常務的なポストに委ねられたことが唯一の具体的現実性ある機能だという点、又、表記には「金峰社」といいながら、本文中には全くその語なく、春冬の祭を常に「祖神祭」と称し、盟約の骨子が祖先の尊崇に外ならないことを「規約」の随所に謳っている点など、要するに結社の根本目的はその第一条に明かなように「祖先ノ遺風」を遵守するの一語につきる。ここでは同姓集団とその伝承的民俗的な共祭慣行は法人的結社及びその具体的行事として表現上は近代的な装いをもつものへと一歩踏み出したのである。六人衆を中心とする現行の方式とかかわる処のない頭祭が、この盟約の制定以前から行われたことは「規約」そのものが物語るが(第三条・第五条、この「祖神祭」の祭神がなぜ蔵王であり、講社がなぜ金峰社なるかの理由については、「規約」は何一つ語らず、又それ以外においても今の処全く手掛りがない。次に大正十二年の「定款」では二宮尊徳の報徳精神を加味して名も従来の「金峰社」に加うるに「報徳」を以てして「金峰報徳社」となり、新しく経済的互助組織として国家の公認を得るため、規則を一層詳密にしてはいるが、共同体的な根本の主旨において前者と異なるものではない。やはり六人衆による祖神——表向きは蔵王サン。現行の祭具箱にも「金峰神社」の墨銘あり——の祭が結社行事としては中心のものでありながら、他に頼母子講的な規約を多数ならべ立てたため、本来の部分は体裁上の要部を外れ、わずかに第十章「雜則」の中に「慣例」として収められているのは、民俗的な旧慣が近代的な結社規則の中で成文化される時、占めざるを得ない自らの地位を示しているともみられよう。殊に旧の「規約」では、名称もはじめは「河原門中」と正直に実質を謳っているが——後にこの表現は抹消された——、

後の「定款」では「金峰報徳社」の名称に終始し、社員を河原一門に限ることは表面上少しも云っていない。しかし現実には社員として定款に連印したものは過不足なく馬路・三日市の河原姓全二〇戸を尽くしているものであつて、即ちその実体は両部落にわたる河原同姓団をその従来の祭祀慣行とともに新しく経済的互助を加味した実行組合としての近代的な結社法人に擬装したまでのものにすぎないのである。

それにしてもこうした擬装は独り河原姓にだけみられ、中沢氏や人見・中川の郷土両苗にも全くみられない処であるが、河原姓にのみこうしたことが行われたのは何故であろうか。調査がまだ極めて不完全であるから確言はもとより慎まねばならないが、仮に一つの推定を試みるなら、あるいは次のようなことも考えられるのではあるまいか。近世旗本領知時代以来のこの村特有の複雑な身分階層の中でも河原姓の源流をなしたものは、同じ百姓苗にしても、草分・土根組の伝承を潜かに誇った中沢姓（の源流）などとは、やや異なる位層にあつたらしいことは文書の研究面から次第に明らかにされようとしているが、明治三十七年の「規約」以前から頭祭が仮りに行われたとしても、江戸時代の宮座文書を全く欠いていること、現行の頭屋組織が同じ百姓苗でありながら草分け伝承を潜める中沢氏のものとは全く異なり、むしろその方式は旧郷土の人見・中川両姓のものに著しく近似した形をとりつつ、しかも衆座付の制を欠いてその組織は比較的ルーズであることなどからみて、河原氏の同姓祭は中沢氏のものなどより起源がかなり新しく、人見・中川両姓郷土の方式を模倣して創始され、その間いわば宮座における新座的性格に対する劣等感をカバーしようとして「新座」を「神座」・「真座」と書換えるのと同類の心理が、上記のような特異な結社化への方向を馴致したというような事情も介在したのではなかつたらうか。ともに中沢氏の如き特別の伝承的・心理的依拠を持たない百姓苗でありながら、構

成戸の少い河原氏が人見・中川・中沢に対抗的に同姓祭を始め、逆に構成戸の著しく多い畑姓が遂にその挙に出でなかったのは結局両姓の物心二面の差違に帰着するのであろう。

(昭和34・12・8成稿)

- (1) 拙稿「郷土耒裔の氏神祭―丹波国馬路村における」(同志社大学文化学会刊 文化学年報第九輯)
- (2) 総代保管にかかる昭和二十四年度起の「中沢組会計報告綴」によって、仮に昭和二十五年・同三十二年の決算を示せば次頁の通り。

- (3) 聞取による。実儀見学第一回の昭和三十二年の正月頭には偶々衆座付の候補者を欠いた。本報告脱稿後、昭和三十五年の正月頭祭を改めて見学した際には最初の聞取とちがって本年度衆座人三人が揃って碑前の祭儀に参列しているのがみられた。しかしこれは近年の風らしい。

本稿は昭和三十二年、同志社大学人文科学研究会共同研究「京都府亀岡市馬路町の社会構造の総合的研究」による調査の一部中間報告である。

昭和 25 年 度

要 目	収 入	支 出	差 引
前年度よりの繰越	663.38		
一統内からの寄附米 (計2斗6升5合。うち5升を頭花に補助。差引2斗1升5合)の売上金	2150. —		
一統内からの寄附金	120. —		
貯 金 利 子	43.64		
六老、中沢竹次郎氏死亡による、見舞・香奠・たいや参り費用		250. —	
正月頭に導養寺へ布施・供物		100. —	
一老茶トコ料		30. —	
仏生会に導養寺へ布施・供物		100. —	
仏生会御祭の慰労補助		700. —	
六老、故中沢竹次郎氏初盆の御供		100. —	
盆祭の慰労補助		700. —	
秋彼岸の御供		100. —	
委 員 会 費		550. —	
計	2980.02	2630. —	350.02
次年度へ繰越			350.02

草分百姓の氏神祭とその縁起伝承

昭和 32 年 度

要 目	収 入	支 出	差 引
前年度よりの繰越金	1173. —		
一統内からの寄附米 (計5斗5升。うち1斗を頭花へ補助。差引4斗5升)の売上金	4950. —		
一統内からの寄附金	200. —		
貯 金 利 子	475. —		
正月頭の祭典		100. —	
一老茶トコ料		100. —	
春秋彼岸祭典		200. —	
仏生会祭典		1100. —	
盆 祭 典		1300. —	
六老、中沢喜次郎氏死亡による見舞・香奠・たいや参り費用		500. —	
六老、中沢太兵衛氏の香奠		500. —	
中沢虎之助氏六老就任につき呼返し費の補助		500. —	
委 員 会 費		550. —	
寄附米集めの雑費		270. —	
計	6798. —	5120. —	1678. —
次年度へ繰越			1678. —

## 付録

### 一、中沢氏の伝承資料

#### 二、河原氏の講社規則

#### 一、中沢氏の伝承資料

##### A. 「祭文」

〔総代〕中沢斎悅氏起草。昭和三年七月調査時同氏保管の昭和廿三年一月起「祭文綴」  
〔中澤性(姓カー竹田)〕所收。各年とも文意は大同小異。試みに昭和二十八年の例を示す。

(a) 一陽來復シテ新春ヲ迎ヘ今日昭和二十八年一月十九日、中澤性長老中澤元造外五名并ニ世話方二名ハ往古佛廟前ニ額キ御酒供養シテ祖先ノ靈ヲ慰ムルト共ニ中澤家一統ノ家内安全子孫繁榮息災延命五穀豊穰ノ心願ヲ成就セシメ給ハラシテ祈願ス願ミレバ我日本國ハ敗戦以來六ケ年ノ長キニ亘リ戰領下ノ憂ヲ見、幸ニシテ昨二十七年三月講和條約發効サレ世界ノ列國ト肩ヲ并ブルニ至リタルモ之レが再建ヲ實現スル事ハ實ニ前途遠遠ニシテ其ノ道程タルヤ誠ニ峻嚴極マリナキモノアル事ヲ思ハシム然リト雖モ我が馬路村草分ケノ祖先が偏變極マリナキ原野ヲ或ハ山ヲ開キテ畑トナシ或ハ沼ヲ埋メテ田ヲ作り川ヲ開キテ水ヲ求メ以テ子孫ノタメニ此安住ノ地ヲ開拓セラレタル勞苦ト奉仕の精神力ヲ忍ブトキ我等が再建ノ道ニカライタス事ハ當然ノ義務デアリ且ツ易々タル事ナランノ覺悟ノモト一段ノ努力ヲ突サントス

希クバ我馬路村開基ノ祖

小川導安禪定門并ニ養信禪尼各靈安泰ニシテ我等ガ此年頭ノ意圖ヲ庇護セラレンコトヲ

昭和二十八年一月九日

中澤性代表

中澤齋悅謹ンデ白ス

(b) 維時昭和二十八年四月八日釋迦如來の誕生日を偲び四月八日祭を執行するにあたり中澤性一老中澤元造外五名并ニ世話方

草分百姓の氏神祭とその縁起伝承



貳名は今靈前に額突き神酒を供養して祖先の靈を慰むると共に一族の家内安全、子孫繁榮息災延命、五穀豊穡の心願を成就せしめ給わんことを祈願す

現今吾々は講和發効第二年の春を迎へ晝夜を分たず互に<sup>(ツマ)</sup>謬力協心本村の發展と充實のために努力の道を辿りつつあり。殊に昨今人心の混亂状態は尙舊に復したるとは斷じ難く、釋尊の教の正しき徳操を養い祖先の遺業を繼承して益々奮闘努力せん事を茲に誓わんとす

希くば馬路村開基之祖

小川導安禪定門并ニ鶴齡養信禪定尼各靈安泰にして吾等が意圖を庇護せられん事を

昭和二十八年四月八日

中澤性總代 中澤 齋 悅

(C) 維時昭和二十八年八月十六日御盆ノ祭典ヲ執行スルニアタリ中澤性長老中澤元造外五名并ニ世話方及堂花役ハ今靈前ニ額突き神酒ヲ供養シテ祖先ノ靈ヲ慰メルト共ニ一族ノ家内安全子孫繁榮息災延命五穀豊穡ノ心願ヲ成就セシメ給ハラシ事ヲ祈願ス殊ニ本年ハ六月ヨリ七月中旬ニ掛テ稀ニ見ル低溫多濕ノ天候ナリシタメ既ニ苗代ニ於テイモチ病各所ニ發生シ田植直後ヨリ苗イモチが蔓延シ或ハ改植シ或ハ補植シアラユル手段ヲツクシテ監理ニツトメツツアリシモ又々八月上旬頃ヨリ葉イモチ并ずい蟲ニ襲ハレ誠ニ憂慮スベキ状態ニナリツツアリ我々ハ總力ヲ擧ゲテ之が防除ニツトメ一粒タリトモ増産ヲ斗ルベク晝夜ノ別ナク懸命ノ努力ヲ續ケツツアリ願クバ今後ノ天候モ順調ニシテ最モ懸念スル穗首イモチ等ノ被害ヲ最少限度ニ止メサセラレル様祈願スルモノナリ

吾々中澤性開基ノ祖小川導安禪定門<sup>(ツマ)</sup>鶴齡禪定尼各靈吾等が此ノ願ヲ叶ハセラルル事ヲ茲ニ念願ス

昭和二十八年八月十六日

中澤性總代

謹ンデ言ス

B. 「小川經頭中間衆座帳」帳首

(本稿中には、「中沢氏衆座帳」と略称せるもの。表記寛政三年(一七九一)起。中沢氏共有文書、原本句読点なし。昭和三年七月調査時、「總代」中沢斎悦氏保管)

一、當村虚空藏堂建立ハ道安ト云人なり。元明天皇御宇和銅五年壬子年成就ス。其後貞觀十一乙丑年春始メ正月九日虚空藏堂内ニおゐて五穀成就之御祈禱、草分百性經頭始。此時虚空藏菩薩、御手ニ持給ふ牛玉を紙ニ寫、寶印を牛玉札ト號。參詣之人々ニ差遣シ御祈禱相濟候後者、草分百性座席改、老分六人を上座ニ充、老若とも尊前ニ備ヘ有之候御酒を頂戴仕候。經頭之衆座帳、凡七百餘年之間帳面有之トいへとも、古ク相成難分り候ゆへ天正四子年相改置、其後天正八辰年導養寺燒失ス。右導養寺再建御願申上候。御聞届ケ有之、以而天正十一年ニ普請成就ス。其節中川人見武浪之者拾貳人有之候所、村方一同和熟を以、慶長十三年之春正月三日之參會を始、長百性之内、中沢傳左衛門爲惣代ト壹人中川人見立會、先例九日ニ出シ候牛玉寶印札、此度改正正月三日ニ村中ニ遣し候受今以人之知ル所也。又候正保四亥年本堂長さんとも燒失ニ付、又々御地頭様ニ村方一同より導養寺再建之義御願申上候所御聞届ケ被下候而普請取懸リ村中之奇附を以普請成就ス。御祈禱之御酒頂戴之座席者先例之通りニ相勤、其後正徳四十年ニ往古より之衆座帳燒失いたし候得共、尙々衆座帳任先例ニ、聞傳へを以相改メ置候處、古ク相成難分り候故、寛政三亥年ニ改、仕來り之通正月八日六人會合之上、例年之通り差圖を以、九日式禮相勤候。老六人に罷出候節者、其人衆座ニ付候年を改、其衆座同年有時ハ親々を改、其親同年成時ハ老役相勤候其永功を以、是を先に六人に相加へ可申候也。往古より正月九日、村一同今に至り休日、是皆先祖より仕來り、五穀成就福圓滿、虚空藏菩薩夢想之靈現あらたなる、永々疎略ニ不可計、堅ク相勤尊敬可爲專事也。

馬路村經頭土根組

八十三人

C. 「大地主權現」神号軸

(縦三五寸横一二寸。中央に「大地主權現」と大書し、その周辺部を中沢氏期の由緒傳承を以て埋む。原文は宣命体、句読点なし。恐らく江戸時代後期の書写か。昭和三年七月現在、中沢姓一總代)中沢斎悦氏保管

草分百姓の氏神祭とその縁起傳承

抑馬路村草分元祖辻・目見ノ兩家ハ八雲立素齋鳥尊祇園午頭天王ノ屬流、普ク日本ニ瓜始テ生シタル時、守來ル孫目見ノ翁ト云リ。丹波國千年山ノ麓ニ一郷シ、或ハ山ヲ開キ鼻トシ亦淵ヲ埋テ田地ト爲ス。耕作ノ道ヲ守ル事數百年ヲ經タリ。人皇十三代ノ帝成務天皇ノ御宇、山川田畑村里モ定マリ、千年山・千年川・千年里ト改ム。即武内大臣御改ニテ貢物定マリ、目見家ヲ千年ノ郷司ト定ム。夫レヨリ目見二十三代後、目見辻麻呂ト云。時ハ人皇三十七代ノ帝孝德天皇ノ御宇、大化二丙午ノ年、山川ヲ分ケ里々ニ長ヲ定ムル時、當村家數三十八軒、是レ則チ長家ト定ム。人皇四十三代元明天皇和銅六年、丹波・丹後ト分クル時、當地桑田郡馬路村ト改メ目見ヲ千年郷ノ官代ト定ム。家數三十餘、貢物出雲神ノ社領タリ。又百石ハ千年ノ岩鍋山嚴平寺領也。人皇五十九代宇多天皇ノ御宇寬平三年辛亥年、平野澤ヲ當村田地ノ水口ト定ム。天正年中織田信長公御改、則石田治部少輔殿御奉行ニテ千年川筋提（堤カ一筆者）築、大井川ト改メ數多ノ田地開發シテ當代知行高七百石・家數百軒餘、八十軒ヲ村長土根組ト名付ク。是則チ村開發ノ家、辻・目見兩家也。本家千軒長者辻道麻呂ノ三孫、目見道安ノ娘鶴女ト云フ女ニ中臣ノ末流從四位下伊勢守ノ二男玄蕃尉道長ヲ姓ヲ養フ。次イデ貞觀十一己丑年、皇城ニ祇園午頭天王建立仕給フ時、御作事方諸司ノ内當村長家ノ辻・目見兩家ノ人々作事方棟梁ニテ御普請成就仕リ、御帝ヨリ瓜姓ノ御免書下シ置カレ候。天正年中、當國湯室嶽ノ城主中澤越後守ト云フ武浪ノ流レ中澤治郎當村エ落付キ、辻道吉ノ家相續ス。是ヨリ瓜姓ノ一流中澤氏ヲ名乗ル也。瓜姓則チ瓜形ヲ定紋ト定ムト云々。

## D. 根 元 記

中沢氏共有文書。卷子本全一卷。原本句読点なし。恐らく江戸時代後期の書写か。いま採録にあたり原本の明かな誤字とみとめられるものは筆者において適宜訂正。昭和三年七月調査時、総代一中沢斎悦氏保管。中沢義三氏保管の「小堂派」所伝の別本は弘化二年の書写で平仮名を用う。

(a) 抑馬路村草分元祖辻目見ノ兩家ハ八雲立素齋鳥尊・祇園午頭天皇ノ流、普、日本ニ瓜(瓜カ一竹苗。以下亦同)始テ生シタル時守來ル孫目見ノ翁ト云リ。丹波國千年山ノ麓ニ一郷シ、或ハ山ヲ開島トシ、亦淵ヲ埋テ田地トナシ、耕作ノ道ヲ守ル事數百年ヲ經タリ。人皇十三代ノ帝成務天皇ノ御宇、山川田畑村里モ定リ、千年山・千年川・千年ノ里ト改。スナハチ武内大臣御改ニ

テ貢物モ定マリ目見ノ家ヲ千年ノ郷司ト定メ、夫ヨリ目見ニ二十三代後目見辻ニ麻呂ト云。時ハ人皇三十七代帝孝德天皇ノ御宇、大化二丙午年、山川ヲ分、里々ニ長ヲ定ル時、當村家數三千八軒、是則長家ト定メ、大織冠鎌足公御改。其時目見ヲ千年郷ノ宣代ト成。人皇四十三代元明天皇和銅六年ニ丹波丹後ト分ルトキ、當地桑田郡馬路村ト改メ家數三十餘。貢物ハ出雲神爲社領。又百石ハ千年ノ岩鍋山嚴平寺ノ領ト成、則寺建立ノ節也。人皇五十六代清和天皇ノ御宇貞觀年中ハ、則菅原家御改ニテ、當村知行高四百石餘、其後人皇五十九代宇多天皇御宇寬平三年辛亥年、平野澤ヲ當村田地ノ水口ト定、是ヲ作事スル也。其時家數五十軒、知行高五百石。夫ヨリ百三十年後、源義家公御改、其後保元平治亂代ト成、亦壽永元曆亂代建長年中ニ成、北條家ノ御改。又正慶年中足利ノ御代ニテ、永祿年中藤木土佐守支配、天正年中ハ織田信長公御改、則石田治部少輔殿御奉行トシテ千年川筋ニ堤ヲ築、大井川ト改、數多ノ田地開發シケリ。當代知行高七百石、家數百軒餘、内八十軒ヲ村ノ長土根組トモ名付。是則村開發ノ家辻目見兩家之孫也。其外ハ元弘慶長以來迄之入人也。中川目見兩苗ヲ武浪ト立、其外入來ル人ヲ百姓ニ加。入家數百三十餘相續如此也。

(b) 出雲社建立

抑出雲社ハ、人皇四十三代帝元明天皇御宇、和銅二己酉年、出雲國大社ヲウツシ奉リテ則此近郷之氏神トシテ村々ノ長家ヨリ御社ヲ建立シ、三蔭山ノ本里ヲ出雲村ト號シ、則皇帝ヨリ御社領贈リ、神主田所其外社附諸役人ヲ定タマフ。當村長家三十餘出雲ノ社ノ宮座ト定メタマフ。

素盞烏尊ノ流ナレハ永々可尊敬者也。

(c) 虛空藏堂建立

一、馬路村虛空藏、人皇四十九代光仁天皇御宇寬龜八丁巳年正月十三日、當村長家玄番允藤原道安ト云人、出雲大明神ヲ信心スル事他ニ越タリ。有夜夢中告命シテ、金色ノ彌陀如來・虛空藏二尊ノ佛、光明ハナチテ、是ハ出雲ノ明神ノ本地ナリ、當所ニ

安座スベシトテ神勅アリ。玄番<sup>(マヤ)</sup>ハキイノ思ヲナシ、早速千年ニ登リケレバ、夢相ニ違ハスニ尊ノ佛マシマシケリ。イソキ守護シテ一字ノ堂ヲ建立シ奉安置。此旨上聞ニ達、御除地被免候也。然ルニ人皇五十一代平城天皇ノ御宇大同二丁亥年、高堂山再建シ阿彌陀如來ヲ是ニ安座シタマヘリ。天長二乙巳年正月九日、五穀成就ノ御祈禱ヲ始同十月十三日祭禮ト定ム。是則出雲社ノ神事祭禮ヲ寫ス者也。

人皇五十六代清和天皇ノ御宇貞觀十一丑年正月九日ヨリ、當人ヲ定メ虚空藏堂實前ニライテ長八十人ノ内、老六人ヲ改、老年ヲ上座トシ、義式ヲ改、酒ヲ頭戴シ、老若トモ座席ヲ改動之。同年七月廿日玄番夫婦ノ石塔虚空藏堂境内之東ニ建之。則當國桑田郡小川ノ庄ニテ小川導安禪定門ト号。妻ハ養信禪尼ト号ス。

是則本堂開基也。依之馬路村開基之祖ト敬ヒ、從是藤原之姓相傳候也。依而正月九日ハ膳俱ヲ備エ、七月十五日ニハ石塔ノ前ニテ念佛講中修行ノ式例相勸候也。貞和二丙戌年本堂燒失ス。其時本尊彼石塔ノ前ニ出サセタマウト也。文和三甲午年八月本堂再建成就スル也。亦天正七乙卯年本堂燒失ス。依テカリ堂ヲ立、是ニウツシ奉リ、其後慶長十丁亥年、中川人見ノソミニヨリテ神事能ヲ始。此賤<sup>(棧カ)</sup>鋪ハ長家土根組中本堂ヨリ拜見ス。中川人見兩苗ハ本堂ノ左ノ方ニ別賤<sup>(棧カ)</sup>鋪ヲハリ、是ヨリ拜見シ候、其日俄ニ大雨フリ別賤<sup>(棧カ)</sup>鋪ニテ拜見成カタク、其トキ土根組中澤之賤<sup>(棧カ)</sup>鋪タル本堂ノ内ヘ右兩苗十二人拓<sup>(招カ)</sup>キ入祭禮相濟候。又元和元乙卯年、神事ノ節、任例ニ右十二人ニ唯<sup>(サ)</sup>シタル後、浪人合テ二十人餘本堂ノ内ヨリ拜見ハ長六人ノ差圖ヲモツテ拜見シ、永々神事之義式相勸來候者也。

## (d) 高堂山之事

(イ)一、高堂山ハ岩鑷山巖<sup>(マヤ)</sup>本寺之里坊之寺領取立之會所トシテ長家ノ參會諸勘定仕タル寺ナリ。本尊阿彌陀如來<sup>(カ)</sup>云出雲大明神ノ本地ナリトテ虚空藏菩薩ト一時ニ出現仕給フ。此堂ニ安座シ奉ル。人皇五十六代清和天皇御宇ニ、當村長家ニ瓜姓<sup>(マヤ)</sup>（瓜姓カ―竹苗）ノ御免狀有是。長家ノ定紋也。貞觀十二庚午年正月七日同六月七日長家ヨリ參會シ、今上皇帝午頭天皇ヲ祭り、瓜ノ

紋ノ御免書ヲ拜シ是ヲ貴マシム吉例也。此當日ニ岩鍋山ヨリ大僧正來リタマイテ五穀成就ヲ祈リタモウ。時ニ長家左右ニ座席ヲ改御酒ヲ戴ケリ。是則高堂ノ頭ト名附タリ。

人皇百三代ノ帝後花園院御宇永享十一年己未年、本山岩邊沒落シテ其後末寺方々ニ分レ、其時ヨリ高堂山無本寺也。人皇百四代後土御門院御宇寛正六乙酉年天神社ヲ建。是則菅家ヨリ御判被下其惠ニヨリテ也。

(b) 一、當村長家ニ傳ハル融通念佛講有。永享十二庚申年ニ、辻家ヨリ念佛堂ヲ建ル。本尊ハ惠心ノ御作阿彌陀如來ナリ。天文元年ニ南北二ツニ別レ、同年目見ハ藥師堂建立シ、是皆岩邊山之末流之寺也。辻目見兩家元兄弟ニテ同性タリ。勿論神社佛閣皆是兩家ノ祖發也。往昔千年長者ノ屋鋪、今以車塚ト云リ。辻目見兩人ノ屋鋪ハ三日市ト云リ。往昔先祖長者之時、出雲神之末社市神ヲ祭り今ニ其古例有。

(c) 一、長家爪姓ノ由諸ハ丹別(州カ)千年長者ハ素靈鳥尊ノ末流也。人皇十三代成務天皇ノ御宇ニ千年長者任ス。武内大臣ノ御政ニテ長者一家辻家目見ト相分ケ、此郷ノ長家トナリ、本家千年長者ハ辻道麻呂之三孫目見道安ノ娘孀女ト云女ニ、中臣ノ流從四位下伊勢守ノ二男玄番尉道長ヲ養イ姓ヲ次。人皇五十代桓武天皇御宇大臣家ニ勤仕。

(e) (f) 當村虛空藏堂建立シ奉ル。道長ヨリ三代辻右近道秀清和天皇ニ勤仕。

貞觀十一年己丑年皇城東山祇園午頭天皇建立仕給フ。此時御作事方ノ諸司ヲ勤ル時、當村長家ノ辻目見兩家ノ人々作爰分棟梁ニテ、御普請成就シ、長家へ御帝ヨリ爪姓ノ御免書被下置候其書ニ曰

(紋) 爪姓

御免

菅原家(御判)

貞觀十一年

丹別(州カ)

千年長

草分百姓の氏神祭とその縁起伝承

右爪姓(ツメ)之御書綾(綾カ)ノ絹ニ寫シ被下置。當村長家爪姓(ツメ)是ヨリ始。此時ヨリ正月七日同九日神宴諸參會ヲ始。其長家數五十餘軒也。

(D) 一、正中年中ニ當國湯出(室カ)嶽ノ城主中澤越後守ト云武浪ノ流中澤治郎當村へ落附。辻道吉ノ家ヲ相續シ、是ヨリ爪姓(ツメ)一流中澤氏ヲ名乗トイエトモ、爪姓ナレハ則爪形ヲ定紋ト定ム。當村元祖ノ長也。

(E) 一、丹波國ニ附七庄司七下司トテ此長家當國ニ貳百三十軒有。内中澤氏ハ下司百六拾六流ノ内第五ノ陣座ニテ下司ノ長家也。

永澤 井澤 澤井 前澤 野澤 澤村 寺澤 寺西 寺嶋 上嶋 寺井 寺川  
是皆中澤之一流也。永々武門ニ入者有之節、此家苗ヲ名乗可出者也。

## (f) 武浪事

一、正中ニ乙丑年秋東山道中川ノ城主タリトテ、源重光ト名乗、當國ニ落來リ、當村ノ長家辻甚吉郎是ヲカクマヒ置也。其後正慶歲中ニ、足利尊氏公當國篠村ニテ武浪ヲ召集メタモウ時、中川録左衛門尉重光ト名乗リ尊氏公ノ御前ニ出仕ス。則丹州舟井郡ノ感狀ヲ賜リ馬路村ニ住ス。五代ノ後石田治部殿ノ代官役ニ任。中川ノ縁流ナリトテ、中川出羽守・同苗駿河守・人見但馬守等ノ武浪當所ニ來ル。其一流ノ人今十二人、是馬路村ノ郷士ト定メ亦中澤家へ當村元祖ノ千年長者ノ姓ヲ續、長家ト定メ上嶋ハ中澤ノ同姓ニテ長家八十人也。則武浪郷士ト定ム時一書ヲ取、永々當村宜納メ可給者也。

元和元乙卯十一月

(G) 右此書者當村根元末代マテ明白ニ爲知センカ古書ヲ見考、根元記ト書認者也。我若年ヨリ武門ニ入、中澤清左衛門尉通綱ト名乗リ、織田信長公ニ勤仕、江州佐々木ノ家ヲ次。馬淵清左衛門ト改名シ立身仕候得共、去ル天正亂ニ信長公爲明智ノ御生ガ

イ。其後二君ニ仕エン心ナク、君ノ御位牌ヲ守護シ、本國馬路村ニ歸國セシメ高堂山ニ引籠リ、三衣一鉢ノ身ト云ヲ定メ、長福房ト法名シ、君御菩提別テ天下太平國土安全ヲ祈、村方郷十長方家永々々々水魚ノコトクナサシメンカタメ御位牌ニ一巻ノ書ヲ相添長家へ傳之者也。

御位牌御銘

天正拾五年年

總見院殿贈一品大相國泰巖安公神儀

六月初二日

御裏書

織田氏前大樹正一位太政大臣平信長公

行年四十九

御位牌之御銘如<sup>(ママ)</sup>如(此方)即(則方)永々大切ニ可有尊敬者也

元和元年乙卯十一月

馬淵清左衛門入道長福房 印

## 二、河原氏の講社規則

(同姓共有文書。文中の括弧は原本における修訂を示す竹田の註記)

### A. (表紙)

明治參拾七<sup>年</sup>辰<sup>壹</sup>月起  
大正貳年<sup>壹</sup>月改正増補

(「河原門中」の四字を消す) 規約締盟簿

(以下本文 漢字原文のまま 傍点筆者)

草分百姓の氏神祭とその縁起伝承

金 峯 社



規 約

才壹条 本社（もと「本組門中」とあ）ハ祖先ノ遺傳舊慣ヲ遵守シ節儉ヲ旨トシ永遠之普及ヲ謀ルヲ以テ目的トス

才貳条 本社（もと「本組」とあ）ハ金峰社（もと「河原門中」とあ）ト称ス

才參条 本社（もと「本組門中」とあ）ニ於テ左之役員ヲ置ク

一、顧問 從來ハ六人衆ト稱ス、無、期、限、

一、組長 壹名 任期四ヶ年

一、幹事 五名 任期四ヶ年

一、理事 貳名 任期四ヶ年

才四条 〔組長〕ノ二字抹消 幹事理事各貳ヶ年毎ニ半數宛互撰投票ヲ以テ之ヲ定ム 猶當撰者ハ異義ナク執事スル事

但シ再撰スルモ妨ケナシ

才五条 顧問ハ舊慣通り拾歳以上ノ男子長男ヨリ年齡ノ順次ニ頭指シ祖神祭ヲ頭番ノ宅ニテ執行シ祖先ノ遺傳ヲ指揮スル事

才六条 祖神祭ハ年貳度則（陽曆卷月拾日、陰曆正月拾日）ニ行ハス

但シ臨時ノ際ハ此限リニアラズ

才七条 頭番ノ当人ハ祭費トシテ米壹斗五升（もと「金壹円」とあるを）組長ヨリ附與スルモノトス

但シ年ノ豊凶ニヨリ増減スル事アリ

才八条 頭番ノ当人ハ附與セラレタル金ヨリ超過セザル様可成節儉ヲ主トシ御神酒壹舂ニ限ルモノトス

才九条 組長ハ社中（もと「社中」と改む）組内ヲ総理シ事務ヲ監督スルモノトス 幹事ハ議事ニ參列シ組長ノ諮問ニ答ヘ

門中節儉ヲ獎勵シ夏秋米麥ヲ徵收シ理事ノ手許ヘ差出ス者トス 理事ハ組長ノ指揮ヲ受ケ事務ヲ整理シ收入支出ノ  
明細ヲ作ルモノトス 但本社積立金ハ銀行又ハ信用組合預金トス

才拾條 本社（もと「本組門中」とあるを「本社」に改む）中役員ハ総テ無報酬トス

才拾壹條 本社（もと「本組門中」とあるを「本社」に改む）ハ毎年七月貳日拾貳月拾日之ニ季米麥貳舁宛幹事手許ヘ差出スモノトス

但シ年ノ豊凶ニ依リ増減スル事アリ

才拾貳條 本社（もと「本組門中」とあるを「本社」に改む）ハ年貳度通常總會ヲ開キ收入支出ヲ報告スルモノトス

才拾參條 本社（もと「本組」とあるを「本社」に改む）會日不參ノ者ハ差支ノ事情ヲ幹事方ヘ報告スル事

才拾四條 本社（もと「本組」とあるを「本社」に改む）會日事情ノ申立ナクシテ決席不參ノ者ハ才拾七條ニ依テ處断スル者トス

才拾五條 本社（もと「本組門中」とあるを「本社」に改む）内ニ於テ芝居興行ニ關係スル事ハ一切禁止ノ事

才拾六條 本社（もと「本組門中」とあるを「本社」に改む）者ニシテ左ノ行爲アル者ハ才拾七條ニ照シ處断ス

一、博奕其他淫酒ニ耽リ不品行ノ行爲アル者

二、芝居興行ヲ組長ノ許可ナクシテ催スモノ

才拾七條 才拾六條壹項貳項ノ行爲アルトキハ組長幹事理事ノ臨時會ヲ開キ説諭ヲ加ヘ聞キ入ザル時ハ總會ヲ開キ顧問ニ申告

シテ之ヲ除名ス

才拾八條 本社（もと「本組門中」とあるを「本社」に改む）者ニシテ規約ニ違背シ除名セシ者ハ親疎ヲ問ハス交接ヲ謝断ス 若シ除名者ニ交通

セシ者ハ才拾九條ニ照シ處断ス

才拾九條 右各条項ハ本社（もと「本組」とあるを「本社」に改む）祖先ノ大要ヲ擧ゲルニ止マルヲ以テ其他ノ事項ニ至リテハ祖先之精神ニ背

反セザル以上ハ組長幹事ノ意見ニ依リ臨時處断スルモノトス

右各条項ヲ契約セシ上ハ他門ヘ放言セズ祖先ノ意思ヲ確認シ永遠不朽ノ基礎ヲ立ツルタメ各自記名調印スル者也

明治參拾七年壹月吉祥日

幹事受持人名左二

組長 幹事 全 全 全 全 全 理事 全

幹事

幹事

同	同	同	河	同	同	同	同	河	同	同	河	河	河	河	河	河
仙	幸	德	原	米	永	由	吾	原	林	平	兼	兼	河	河	河	河
太	次	次	太	次	次	太	市	三	吉	三	次	次	兼	和	米	平
郎	郎	郎	郎	郎	郎	郎	印	郎	印	郎	郎	郎	郎	三	太	三
印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	郎	郎	郎	郎	郎	郎

B. (表紙) 金峯報徳社 定款<sup>(マ)</sup>

京都府丹波國南桑田郡馬路村

金峯報徳社

金峯社印

(朱印)

(以下本文 漢字原文のまま 傍点筆者)

草分百姓の氏神祭とその縁起「伝承

幹事

河原和三郎印<sup>(マ)</sup>

同

勇吉<sup>(マ)</sup>

同

文次郎印

同

末吉印

幹事

河原兼太郎印

同

大次郎印

同

弥太郎印

同

梅吉印

幹事

河原兼次郎印<sup>(マ)</sup>

同

新兵衛<sup>(マ)</sup>

同

常造印

同

與市印

同

元太郎印

(參錢收入印紙 捺印)

金 峯 報 德 社 定 款 (マカ)

第 壹 章 總 則

第 一 条 当 社 ハ 金 峯 報 德 社 ト 稱 ス

第 二 条 当 社 ハ 二 宿 先 生 ノ 遺 法 ヲ 遵 奉 シ 勤 儉 推 讓 ヲ 獎 勵 シ 祖 先 ヲ 祭 祀 シ 報 德 ノ 事 業 ヲ 立 ツ ル ヲ 以 テ 目 的 ト ス

第 三 条 当 社 ノ 報 德 金 ト 稱 ス ル モ ノ ハ 左 ノ 二 種 ト ス

一、土 台 金

一、善 種 金

第 四 条 報 德 金 ノ 外 各 種 ノ 積 立 金 ハ 都 テ 加 入 金 ト シ テ 取 扱 フ ベ シ 但 シ 一 切 社 外 ヨ リ 預 リ 金 ヲ 爲 サズ

第 五 条 当 社 ノ 結 社 年 限 ハ 大 正 拾 貳 年 四 月 壹 日 ヨ リ 六 拾 六 年 ヲ 以 テ 一 期 ト シ 滿 期 ニ 至 リ 總 會 ノ 決 議 ヲ 以 テ 更 ニ 繼 續 ノ 方 法 ヲ

議 定 ス ベ シ

第 六 条 当 社 ハ 事 務 所 ヲ 京 都 府 南 桑 田 郡 馬 路 村 大 字 馬 路 小 字 上 三 日 市 參 拾 壹 番 地 ニ 置 ク

第 二 章 土 台 金

第 七 条 土 台 金 ハ 左 ノ 方 法 ニ 依 テ 成 立 ス

一、社 員 ノ 寄 附 金

一、社 外 篤 志 者 ノ 寄 附 金

一、貸 借 其 他 ヨ リ 生 ズ ル 剩 餘 金 及 雜 收 入

第 八 条 土 台 金 ハ 左 ノ 事 項 ニ 使 用 ス

一、賞 與 費

一、恤 救 費

一、公益慈善事業費

一、吊(弔カ) 祭費

一、勸業教育衛生費

一、貸付金損害補償費

一、社用家屋建築費及社費

但支拂殘金ハ善種金ト同一ニ取扱フベシ

### 第三章 善 種 金

第九條 善種金ハ左ノ積立金ニ依テ成立ス

一、社員餘業積金

一、社員節儉積金

第十條 善種金ハ壹口積立高五拾円ト定メ毎月拾錢以上ヲ出金シ規定金額ニ達シタル時ハ新口座ヲ設ケ結社中間断ナク積立ルモノトス 各自其分限ニヨリ數口宛積立ルコトヲ得

第十一條 善種金ハ五分利ヲ以テ積立ベシ 五分以上ノ收利ハ之ヲ土台金ニ加フルモノトス 但此利子ノ歩合ハ時ノ景況ニ依リ役員會ノ決議ヲ經テ増減スルコトアルベシ

第十二條 善種金壹口五拾円ニ滿レバ善報金拾円ヲ交付シ以後五拾円ニ滿ル毎ニ亦同シ

第十三條 善種金ハ本人退社スルモ又ハ何等ノ事故アルモ結社中一切返戻セズ(もと「ヲ乞フコトヲ得ズ」とあるを「セズ」に改む) 但シ臨時總會ノ決議ニヨリ返付スルコトアルベシ

第十四條 善種金積立通帳ハ質入讓渡スルヲ許サズ 但家督相續人又ハ子孫ニ限り無代讓渡ヲ爲スヲ得ベシ 讓渡ヲ受ケタルモノハ当社ニ入社スベシ 社員死亡或ハ離縁ニ依リ父母再相續シタルモ亦同シ

第十五條 善種金ハ左ノ場合ニ於テ社員ニ貸付ヲ行フベシ 但狼リニ貸付ヲ行フヲ以テ主旨ト爲スベカラズ

草分百姓の氏神祭とその縁起伝承

一、農業工業商業其他有益ナル事業資金

二、天災其他不時ノ災厄ニ罹リタル時救済資金

(三、社員入札ニ依ル獎勵貸付金)

第十六条 貸付金ハ社員積立額ノ多寡ニ應ジ役員會ノ決議ヲ以テ適當ノ程度ヲ定メ之ヲ行フベシ 但前条第一号第二号ノ貸付

ヲナス場合ニ於テハ相當ノ擔保ヲ差入レシム

第十七条 一時ニ多数ノ借用申込人アリテ何レモ貸付クベキモノトスルモ金員足ラザル時ハ抽籤ヲ以テ當籤者ニ貸付クベシ

但時宜ニヨリ臨時總會ノ決議ヲ以テ其他ヨリ借入金ヲナシ其申込ニ應ズルコトアルベシ

第十八条 第十六条ニヨル貸付金ハ無利息元恕金付無利息貸、月賦、年賦又ハ定期貸トス 利子ノ歩合ハ毎年ノ始メニ於テ役

員會ノ決議ヲ以テ定ム可シ

第十九条 善種金社員ヘ貸付ノ殘餘ハ各種ノ公共團體其他法令ニ基キ組織サレタル法人ニ貸付ヲナシ國債、府縣債、市町村債

及確實ナル銀行會社ノ株式若クハ不動産ヲ所有シ其他預金トシテ利殖スベシ 但シ本文ノ財産處分ハ役員會ノ決議

ニ依テ之ヲ定ム

#### 第四章 加入金

第二十条 加入金ハ社中獎勵資本ノ爲メ又ハ非常備ノ爲メ社員ノ積立ルモノトス 其積立金額及加入年限ハ本人ノ隨意ニ任ス

利子ノ歩合ハ時ノ景況ニ依リ之ヲ定ム

第二十一条 社員家族ノ積立金及ヒ家名相續其他各種ノ基本金ハ都テ加入金トシテ取扱フベシ

第二十二条 加入金ハ善種金ト同一ニ取扱ヲ爲スベシ 其ノ取扱上ヨリ生ズル利益ハ之ヲ土台金ニ加フ

第五章 計 算

第二十三条 毎年十二月ヲ限り業務及ビ貸借對照表ニ基キ現量鏡ヲ調製シ翌年一月通常總會ニテ社員ニ報告シ併セテ所轄官廳ニ報告スベシ

第二十四条 貸付金利子及ビ元恕金其他社有財産收益ノ内ヨリ善種金加入金ノ利子ヲ控除シ其ノ餘金ハ之ヲ土台金ニ加フベシ

第六章 役 員

第二十五条 社員ノ公選ヲ以テ當社ニ左ノ役員ヲ置ク

- 一、理事社長 壹名
- 一、理事 四名
- 一、辨 務 參名
- 一、監 事 貳名

各本条規定ノ役員會ハ理事及辨務ヲ以テ組織ス 但役員會ニ關スル規定ハ別ニ之ヲ定ム

第二十六条 役員ハ通常總會ニ於テ一名毎ニ投票ヲ以テ社員中ヨリ選舉シ有効投票ノ過半数ヲ得ルモノヲ以テ當選トス 若シ過半数ヲ得ル者ナキトキハ最多數ヲ得ルモノニ名ヲ取リ之ニ就テ更ニ投票シ二名ヲ取ルニ當リ次ノ得票者ト同數者アルトキハ抽籤ヲ以テ其ノ内ノ一名ヲ取リ之ト最高得票者トノ二名ニ就テ更ニ投票シ最多數ヲ得ルモノ三名以上同數ナル時ハ抽籤ヲ以テ其ニ名ヲ取リ更ニ投票セシム 此更投票ニ於テモ猶過半数ヲ得ルモノナキトキハ抽籤ヲ以テ當選ヲ定ム 時宜ニ依リ總會ノ決議ヲ以テ便宜法ヲ用ユルコトヲ得

補選選舉ハ臨時總會ニ於テ之ヲ行フコトヲ得

第二十七条 理事社長ハ社務一切ヲ總理シ當社ヲ代表ス 理事ハ之ヲ補佐シテ常務ヲ擔任ス 辨務ハ社務ノ協議ニ與リ事務ヲ辨理シ社員ヲ誘掖ス 監事ハ社務一切ヲ監査ス

第二十八条 社務施行ニ要スル規定ハ役員會ニ於テ之ヲ議定シ社員ニ報告スベシ



第二十九条 理事ノ任期ハ四ヶ年、辨務監事ノ任期ハ四ヶ年トシ満期ニ及ビ通常總會ニ於テ改選ス 補闕選舉ニ当選シタルモノハ前任者ノ任期ヲ繼承ス 役員ハ再選スルモ妨ゲナシ

第三十条 役員ハ任期満了後ト雖後任役員ノ就職マデ仍ホ役員ノ權利義務ヲ有ス

第三十一条 當社ノ役員ハ名譽職トス 但事務取扱ニ係ル実費及社用ニ付旅行スル時ハ旅費ヲ給ス

### 第七章 社員ノ權利義務

第三十二条 入社セントスル者ハ(もと「社員ハ入社ノ際」)其分ニ應ジ土台金ヲ寄附スベシ 爾後第八条ノ資金ヲ豊富ナラシムル爲メ適宜寄附スルヲ要ス

第三十三条 社員ハ毎月必ズ(次に「常會ニ出席シ且ツ」の)善種金ノ寄入ヲナスベシ (「寄入ヲナスベシ」に傍線を施シ) 中ノ八字抹消シあり) 「出金スルモノトス」と綴書す

第三十四条 社員ハ役員ヲ選舉シ及總會ニ於テ當社ノ利害ニ關シ發言投票スルノ權アリ 但投票ハ一名ニ付一点トス

第三十五条 社員ハ何時ニテモ當社ノ簿冊ヲ檢閲シ及總會ノ決議ヲ以テ役員ヲ解任スルノ權アリ

### 第八章 總會及常會

第三十六条 當社ハ毎年一回通常總會ヲ開キ前年ノ諸計算ヲ報告シ要件ヲ議定スベシ 臨時總會ハ理事ノ必要ト認ムル時ニ於テ何時ニテモ之ヲ開クコトヲ得

第三十七条 通常總會ハ社員半数以上ノ出席ヲ以テ開會シ出席社員過半数ノ同意ヲ以テ之ヲ決ス 可否同數ナル時ハ議長之ヲ決ス 總會ノ議長ハ社長之ニ任ズ 社長故障アル時ハ理事議長ノ職務ヲ代理ス 社長理事共故障アルトキハ八年長ノ辨務議長ノ職務ヲ代理ス 年齡同ジキトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

總會ノ招集再度ニシテ出席員定數ニ充タザルトキハ其數ニ關セズ開會スベシ 總會ノ招集ハ少クトモ開會期日ヨリ

五日前社長ヨリ各社員ニ通知スベシ 社員ハ代理人ニ委任シテ議決權ヲ行フコトヲ得ズ

第三十八條 定款ヲ變更シ若クハ特別ノ事件ハ臨時總會ニ於テ之ヲ決スベシ 定款變更ニ係ル臨時總會ハ社員三分ノ二以上ノ出席ヲ以テ開會シ出席員十分ノ八以上ノ同意ヲ以テ之ヲ決ス 其他ノ臨時總會ニ付テハ總テ第三十六條ヲ適用ス

第三十九條 当社ハ毎年貳回常會ヲ開キ報德ノ道義ヲ講究シ自治教育産業風俗等改善ノ方法ニ付談話演說シ若シクハ申合ヲナス

ベシ

## 第九章 入社 退社

第四十條 当社ニ入社セントスルモノハ定款ノ旨ヲ了知シ入社願ヲ差出シ許可ヲ受クベシ

第四十一條 社員若シ事故アリテ休社又ハ退社願出ル時ハ事情ヲ調査シ正當ノ理由アリト認メタルトキハ之ヲ許可ス

第四十二條 社員若シ禁錮又ハ懲役以上ノ刑ニ處セラレタルトキ又ハ異主義ヲ唱ヘ当社ヲ惑亂シ又ハ社員ノ体面ヲ汚ス等ノ處行

アリタルトキハ役員會ノ決議ニヨリ退社ヲ命ズ 但時宜ニヨリ期間ヲ定メ休社ヲ命ズルコトアルベシ

第四十三條 前條ニヨリ退社ヲ命ゼラレタルモノハ悔悟ノ狀顯著ナルニアラザレバ再ビ入社ヲ許サズ

第四十四條 休社員及ビ退社員ハ當社ノ措置ニ於テ一切異議ヲ容ルルヲ得ズ

## 第十章 雜 則

第四十五條 地方改善ノ爲メ又第二條ノ目的ヲ達センガ爲メ特ニ實行項目ヲ定ムル左ノ如シ 猶本規定ノ外必要ナル事項ハ適宜

當會ニテ協定スルモノトス

慣例

- 一、社員中ノ老齡者六名ヲ推選シ之ヲ六人衆ト稱ス
- 一、社員ハ六人衆ヲ尊信スベシ

革分百姓の氏神祭とその縁起伝承

- 一、六人衆ハ常ニ祖神ヲ祭祀スベシ
- 一、理事ハ社員中ノ家族ヨリ拾歳以上ノ男子長男ヨリ年ノ順次ニ指頭シ祖神祭ヲ行ハシム但祭費ハ理事ヨリ附與スルモノトス
- 一、祖神祭ヲ命ゼラレタル者ハ祭費ヲ受ケ六人衆ヲ招待シ尤嚴肅ニ行フベシ
- 一、納税兵役教育ノ三大義務ヲ完全ニ果スベキコト
- 一、地方自治ノ發達ニ盡スベキ事
- 一、博奕等ノ諸勝負嚴禁タルベキ事
- 一、時間ヲ重ンジ約束時間ヲ確守スベキ事
- 一、紀律ヲ守リ共同一致スベキ事

第十一章 解 社

第四十六条 当社満期其他事由ニ依リ解社スルトキハ諸貸付金ヲ徴收シ加入金ヲ返附シ善種金ヲ支拂ヒ其餘土台金ハ慈善又ハ公共事業ニ寄附スベシ(もと「支払フベシ」とある)但取扱上損害アリテ土台金ヲ以テ償フ能ハザル時ハ加入金及善種金トモ積立高ニ應ジ損害ヲ被ルベキモノトス

第四十七条 臨時總會ノ決議ニ依リ解社セントスルトキハ社員總數三分ノ二以上ノ出席ニシテ出席員十分ノ八以上ノ同意ヲ得ルニ非ザレバ可決スルヲ得ズ

右之通り議定候ニ付御認可有之度候也

大正拾貳年四月貳日



内務大臣水野錬太郎殿

同 同 同 同 同

河	河	河	河	河
原	原	原	原	原
兼	又	末	兼	兼
太	市	吉	太	太
郎	印	印	郎	郎
印	印	印	印	印
	さ	良		
	江	吉		
	印	印		

(付録 完)